

○三浦一水君 しっかりとお願い申し上げたいと
思います。

ところで、今国会が終わりますと、二〇〇一年

一月の新府省の発足までは一年しか残らないわけでございます。今回の法案が成立した後も、数千本に上る政令、省令の準備や、あるいはまた全省厅にまたがる大規模な引っ越し等も行われなければならぬと聞いております。

そこで、国民へのサービス低下があつては決してなりません。あるいはまた、円滑な新府省の発足に向かって今後中央省厅等の改革を具体的にどのように進めていかれるのか、同じく長官に承りたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) 今御指摘のように、千三百の法律の改正等々、この省厅改革に伴う諸準備がございます。その諸準備を遗漏なく進めて、そして、今御質問がございましたように引っ越しの問題もございましょう。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、省厅改革が国民の皆様の期待にこたえる、そんな省厅改革であるように私も万全を期したい、このように存じます。

○三浦一水君 次に、縦割り行政の是正についてお尋ねをしたいと思います。

縦割り行政の弊害につきましては、ここで私がいろいろと例示をする必要はないほどにさまざまなもの弊害が議論をされてきてるところでござります。人によっては、各省は独立国といったようなやゆをされている方もおります。国民としては当然だと考えております各省間における常日ごろから情報の共有ということが非常に欠けているのではないかと私自身も認識をいたしておりますし、さらに各省におきます相互理解が十分ではありません。このことから、今回の中央省厅等改革におきまして各省を束ねていくべき内閣が新しく新設をされると聞いております。その調整機能の強化とそして発揮というものが非常に大きな期待をされるところでございます。

そこで、今後、省厅再編によつて縦割り行政の弊害の是正ということが具体的に全体としてどのように行われていくのか、同じく長官にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) この省厅再編は、先ほど申し上げたように明治以来の大改革だ、それは、今までに御指摘がございましたように、従来の行政が縦割りであった、そしてまたどちらかといえれば総理の権限も明確な規定がない、そういう反省の上に立った行政改革である。したがつて、まず総理のリーダーシップがとれるような改革を行つて、それはもう既に法律の中にもございます。

そしてまた、縦割り行政を排除するための政策、各省間の政策調整もちゃんと法律の中にございまます。したがつて、この法律をちゃんと生かし切ることによって今御指摘のような弊害が除けるものだ、そしてまた除くべきだと、こんなふうに思ひます。

○三浦一水君 次に、独立行政法人制度についてお尋ねをしたいと思います。

今回、独立行政法人通則法を受けまして五十九の独立行政法人の設置法案が出されております。独立行政法人は業務運営の自立性、自主性が認められるその一方で、事後チェックがきちんと行われることが義務づけられております。

そのことは効率的で適正な運営を確保していく仕組みであると私も評価をすることをございますが、改めて今回独立行政法人制度を導入するそれが、改めて今回独立行政法人制度を導入するその意義につきまして、長官にお尋ねをしておきました。

○国務大臣(統訓弘君) 今、独立行政法人についてお尋ねがございました。

独立行政法人の導入によりまして、今御指摘がございましたように、今までの業務の機動的な運営だとかあるいは彈力的な対応が可能になるよう

る、同時にサービスも落とさない、まさに国民のニーズにおこたえするようなそういう制度が独立行政法人制度だと、そういうふうに思いますし、

当然のことながらその期待にこたえるような運営をすべき、またしなければならない、こんなふうに思います。

○三浦一水君 独立行政法人の業務運営の自立性、自主性を高めて効率的で効果的な運営を目指していくことは、この仕組みで相当な担保が得られるのであるうと私も思います。しかしながら、この独立行政法人が本当にうまく機能をしていく、そのこと自体が大事であると考えております。実際に業務に携わる職員が、その面におきましてみずから創意と工夫をもつて仮に業績が本的に上がつてくるならば、その処遇に至りますまでの改善が見られていく等の仕組みがあつて初めて私はその機能というものがきちんと發揮できるものであるうと考えております。

そういう意味で、独立行政法人の職員が意欲を持つて働くように職員の意識改革を行っていくことが同時に重要であると思つておりますが、総務厅長官にこの点もお尋ねをしておきたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) そのことに直接関係するたまたま都庁の鈴木知事の時代でございました。まさに国が独立法人化する、こういうテーマでございました。美濃部知事がつくられた四つの実は研究所がございました。それはそれぞれ世界に冠たる研究所でございました。たまたま私はそ

た、いかにして効率的に、そして同時に都民の皆様に喜ばれる研究の成果が発表できるだろうか、これを一生懸命我々は模索したわけであります。その中で鈴木知事が考えられたことは行政改革、先ほど委員も御指摘ございました。

そしてまた国民のニーズにかなうようなそういう行政サービスを提供するということが独立行政法人をつくる目的でもございます。したがつて、何回も申し上げますように、独立行政法人化することによってその業務が非常に円滑にならなければなりません。

○国務大臣(統訓弘君) 特殊法人の問題は、これ

は大変国民的な議論がござります。非効率的だ、あるいは天下りの温床になる等々の批判がござい

ます。その批判に私どもはこたえなければならぬとしたときに、行政の中でがんじがらめの組織あるいは予算、そういうものよりもむしろ弾力

的な運営をした方がよろしいんじゃないかということがあります。その結果、老人研究所の問題にすれば、四つの世界の研究所がございます。その中の一つであります、外から研究者がどんどん入つてくる、そして予算も東京都の統制ではなくて自主的な運営になる、しかも今申し上げたように官民学一緒にになって研究成果が世に問える、おかげさまであります。そういう国民のニーズにこたえ得るような制度になります。

○三浦一水君 事ほどさように、今、三浦委員がおつしやいましたように、それは職員の意識改革でもあります。そういうことを公約させていただきました。そこには、そういう国民のニーズにこたえ得るような制度です。したがつて、こんなふうに思います。したがつて、私どもも、独立法人、この法律が通りました

精神病老人の原因があと何年かしたときにはもう

明らかになります。したがつて、この法律をちゃんとおつしやいました。その結果、老人研究所がございました。その中で鈴木知事が考えられたことは行政改革、先ほど委員も御指摘ございました。

次に、特殊法人について関連して質問をさせていただきます。独立行政法人と同じように国の組織の外にあります。そのあり方についてもさまざまな議論が行われています。ただいまのところは、独立行政法人と同様に、従来の行政組織で行つてしまひました業務の一部をこの独立行政法人が担つてまいりるという大きな変化を見るわけでございます。当然に、これまで議論をされておりました特殊法人の改革についてもその方向が今後示されています。

独立行政法人の導入によりまして、今御指摘がございましたように、今までの業務の機動的な運営だとかあるいは彈力的な対応が可能になるよう

なうと私は思ひます。その点を最後に統長官にお尋ねをして、さらに我が党の知事によります関連の質問に譲りたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) 特殊法人の問題は、これ

は大変国民的な議論がござります。非効率的だ、あるいは天下りの温床になる等々の批判がござい

ます。その批判に私どもはこたえなければならぬとしたときに、行政の中でがんじがらめの組織あるいは予算、そういうものよりもむしろ弾力

したがって、今御指摘のように、どうするんだと。これは当然のことながら不斷の見直しを行っていく、こんなふうに思います。また、その必要があると。そのためにはやはり先ほど申し上げていますように、国権の最高機関であるこの国会と、そして国民の皆さんと、同時に政府とが一体となって国民の御期待にこたえるようなそういう特殊法人の見直しを断行すべきだ、こんなふうに思います。

○畠惠君 自由民主党の畠惠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

既に東京都政で大変行政改革に関しまして手腕を発揮された大臣でござりますので、楽しみにといたしましようか、大変大きな期待を持つてきよう

ます。一点目、独立行政法人について、その理念と申しましようか、大粹のところをもう一度確認させていただきたいと思うんですけども、今回

日本の独立行政法人のいわばお手本になりますのは、英國のエージェンシー制と聞いておりま

す。英國におけるエージェンシー制の創設に当たつては、やはり大規模官僚組織の末端で硬直化していく非効率を余儀なくされてきた執行組織に一定の権限と独立性を与えることによって潜在的競争状態が生まれると。それで、先ほど大臣がおつしやつてくださいましたように、業務の質の向上が図られる、国民のニーズによりきめ細やかにこなえられるし、さらには効率化も図られるという、この点については日本の独立行政法人も目指しているところは確かに同じだと理解しております。

ただ、英國におけるエージェンシー制が導入されたときの背景というのを調べてみますと、まずエージェンシー制を導入する以前に英國では既に民営化できるものは民営化しておりましたし、規制緩和ができるというところはかなりドラストックな規制緩和をもう実行した後で、そのネクストスティップとして独立行政法人、エージェンシー制というものが導入されたと聞いております。

〔委員長退席、理事大島慶久君着席〕

平成十一年十二月三日 【参議院】

やはり英國においてエージェンシー制が幾つか問題点はあるとしても機能している、成功しているあります。

関というのを完全に分離している、まず改革できるところは完全にしてあるという、そのことが前提にあつたというふうに思えるんですけれども、日本の漸次移行していく過程としての独立行政法

人というのは、両者引き比べまして、英國のよう

な形で今後成功していくのかなという若干の危惧を持つのでけれども、大臣はどのような手法でこれを成功させようとお考えでございましょうか。

○國務大臣(統訓弘君) 畠恵委員は長年の間マスコミ界に籍を置かれて、そして大所高所からいろいろなことを見聞してこられたと存じます。今の英

国のエージェンシーの問題について、まさにしかりであります。

ただ、日本と英國とは実は相当な行政上の違いがござります。したがいまして、英國流のエージェンシーは必ずしも私たちの日本にはじまないんじゃないかな。そういう中で、今回独立行政法人は、まさに特殊法人の弊害を除去して、そして行政と独立行政法人とが相携えて国民の期待にこたえるようなそういう制度が今回の独立行政法人だと思います。

つきましては、今英國エージェンシーのお話をございましたけれども、私自身も勉強不足でござりますので、いろいろ教わるいただければ、こんなふうに思います。

○畠惠君 大変業績を上げられた大臣に、私の方は完全に机上の学問で本などを参考にしているだけござりますので、他国の制度をそのまま持つてくるのではなく意味がないと、いかに日本なりの文化ですとか慣習の中で独立行政法人をつくり上げていくかという大変深い御示唆をいただきまして、ありがとうございました。恐らく来年の七月にはそう御答弁をいただけることはたくさんお持ちだったと思います。法律をつくってちゃんとした政策評価

法人という形で大きな一步を踏み出されることを期待いたします。

大きなもう一つのテーマといたしまして、今回中央省庁再編、改革の中で私が一番期待いたしておりますのは、評価という制度ですか考え方とそれが導入されるという、これは本当に日本の行政に関してエボックメーリングなどだと理解しております。

ただ、その中で、まず若干心配でありますのは、一般に各省庁に政策評価を担当する課をつくるということで承つておるんですけども、大臣はどのよ

うに複数の省庁が担当するときには総務省に担当の局を配置してそこに担当させるけれども、基本的には自分の省庁のパフォーマンス、結果を自分の省庁の官僚の方々が査定する、評価すると。

これはいろいろなところでマスコミを含めて言われることでされども、言葉はちょっときついわざではないのだと思いませんが、お手盛りではないかと。それが一つのマニュアルになつているのかもしれません。恐らくこれから詳しいところは詰めていくが凝らされているのか。恐らく評価基準、客観的な基準というのが設置されていると思いますし、

それが一つのマニュアルになつていて、どのようないいんじゃないかな。そういう中で、今回独立行政法人は、まさに特殊法人の弊害を除去して、そして行政と独立行政法人とが相携えて国民の期待にこたえるようなそういう制度が今回の独立行政法人だと思います。

つきましては、今英國エージェンシーのお話をございましたけれども、私自身も勉強不足でござりますので、いろいろ教わるいただければ、こんなふうに思います。

○國務大臣(統訓弘君) まさに御指摘の政策評価というのは重要な課題であります。したがいまして、今民間有識者の知恵をかりて、御指摘のようなどういう評価基準があるのか、あるいは評価の公表の仕方があるのか等々について研究をさせていただいております。恐らく来年の七月にはそういった答申をいただけると。それを踏まえながら私どもは適切な対処をさせていただきますけれども、今御指摘のように、自分の政策を自分で評価する、お手盛りであつては困る、こういう御指摘がございました。まさに私はそうだと思います。

そこで、実は議会の中でもいろんな御議論がござります。法律をつくってちゃんとした政策評価

をやるべきだと。このことにつきましては、実は衆議院の特別委員会でやはりそういう御質問がございました。今まで考えていた考え方は、まず省庁で自分で政策評価をやる、そして総務省がそれをチエックする、そういう経過をたどつてかかる後におもむろに法律と、こういうお話を申し上げましたけれども、そうではだめだ。今お話しのよ

うに、同時並行して法律をつくって、客観的な評価、そしてまたそれが国民の眼に、ちゃんと批判に耐えられるようなそういうことを前倒しでやりますと、こう私はお答えを申し上げました。準備を今進めているところであります。御理解を賜りたいと存じます。

○畠惠君 行政評価法を前倒しで取り組まれると、このことで、大変心強い言葉を伺うことができます。

私は自身も、今回、前国会を通過するときに、衆参両院ともで行政評価法については速やかな検討着手をということで附帯決議がされましたけれども、もう既に大臣から強いお言葉をいただきました。

言うまでもなく、一九九三年、ウイリアム・ロスが米国でG.P.R.A.法という法律をつくっています。これとまたそつくり同じにするというわけではありません。ガバメント・パフォーマンス・アンド・リザルツ・アクトということで、まさにパフォーマンス・アンド・リザルツをきちんと評価していく程度御参考にしつつとしていただきことになると思います。ガバメント・パフォーマンス・アンド・リザルツ・アクトということで、まさにパ

ンド・カンパニーの上山さんという方が勉強会を主宰していただいて、こういう顔を合わせての会議もしますけれども、毎日何百通というメー

ルがサイバー上を飛び交っていまして、もしよろしかったら本当は大臣にも一度のぞいていただけるとありがたいんですけども、大変な情報量と研究が今進んでおります。

その勉強会の中でアメリカの国防省の高官のレイン・オマーンという方からお話を伺いますと、G P R A 法ですとまず戦略計画というのを立てますと。戦略計画には、各省各部局がみずから存在の目的ですか個々の施策の目的が国民にとつてどういう意味があるのか、これをまず示さなきやいけない。どんな成果を達成しようとしているのか、これも書かなきやいけない。非常に細かく、これで日本ではどうなるのかなという思いで聞いていたんです。

先ほどエージェンシーも日本と違うんだという話がございましたけれども、このG P R A 法と、今これから行政評価法、日本でつくっていくものと比較しまして、どのような違いとどのような同様の傾向というのがありますのでございましょうか。

○政務次官(持永和見君) 御指摘のように、米国ではG P R A 法ということで、戦略計画とか業績計画を立て、民間企業の経営ノウハウを最大限に活用しながら実績評価というのを行っている、このことは御指摘のとおりであります。

我が国の今回の政策評価でありますけれども、先ほども大臣から御説明ありましたけれども、今後、行政評価法というような法律でこの問題の全

政府的な枠組みを設定していくことも大変大事だと思っておりますけれども、まずそのためには検討作業を十分していかなければならぬと思ってます。

それで、業績評価というのは、政策はそれぞれの各分野においての分野別の特徴なり政策手法がございますから、政策評価の類型というのもいろいろ形がありますから、政策評価は実績と業績評価、アメリカのG P R A ですか、これはこうい

う手法をとつておるようでありますけれども、そ

のほかにコストベネフィットというものを中心としたようなプロジェクト評価でありますとか、あ

るいは政策評価というプログラム評価であります

とか、いろんな類型があるかと思います。

そういうものを私ども総務庁において研究会を設けさせていただいておりまして、来年の夏ぐら

いを目指して、鋭意作業を行つておるところでありまして、そういうようなことで今研究をいたして

おりますが、先生御指摘のアメリカのG P R A も有力な一つの参考でありますし手がかりであります

から、それも勉強させていただきながら、鋭意作業をできるだけ早く進めていきたいというふうに思つております。

○畠中君 ありがとうございます。

今、総務政務次官の方からさまざまなもの類型があるので細かく検討しているというお言葉をいたしましたのですけれども、これは非常に大切な部

分だと思いまして、まさに一つだけマニュアルをつくり、とにかくこれに従つて評価をしたよ、

評価表に書き込んだ、はい、これでおしまいといふことが一番怖い。あるところでは、既にもうお

言葉がございましたけれども、戦略評価のようなものもある、一方ではコストパフォーマンスのよ

うな評価もある、あるものは国民のニーズにどれだけかなつていたかという顧客満足度調査的な評

価もあるということで、そういう細やかな類型をつくつていただいて、適材適所で評価が行われる

といった感じで、期待いたしております。

そして、日本でも着々と進んでいる行政評価法でござりますけれども、米国でG P R A 法が機能

しているという非常に大きな支えというのは、言

まさに大統領制のアメリカの制度というのは、

英國以上にそのまま持つてくるというのは不可能

でございまして、GAOの導入をと若手議員が活動を起こしたときにもやはりそのことというの

が非常に大きな問題になりました。

○畠中君 ありがとうございます。

まさに大統領制のアメリカの制度というのは、

でも地方自治体から行政改革の波というのが起き

て、それがだんだん集約されていつてG P R A 法もできたという経緯がございます。地方行政と

先ほどのオマーン氏の講演で伺った話ですけれども、テーブル・オブ・レビューイングといった

何項目もあるチェックリストを全部細かくつけ

て、さらには、チェックしただけではなくてこれ

う行為を行つている。やはりこういうチェック機能というのが何かございませんと、評価はしまし

た、おしまいということになりかねないのではないかと思つてます。

日本版GAOをつくろうという動きもあります

けれども、その動きですか、いや、そうではない行為を行つてます。

日本版GAOをつくろうという動きもあります

けれども、その動きですか、いや、そうではない

行為を行つてます。

○畠中君 ありがとうございます。

今、総務政務次官の方からさまざまなもの類型があ

ります。

○國務大臣(綱島弘君) 今御指摘の件につきまし

ては、アメリカは御案内のように大統領制なんですね、そういうもとの会計検査院が十全の機能

を果たすため私は制度だと存じます。

たまたま日本では、確かに議会にそういう会計

検査院的なものを置くべきだ、そして国民の眼で

厳しくチェックすべきだという議論のあることわかつておりますけれども、今回、私どもは、先

ほど来てお答え申し上げますように、まず省庁

で政策評価をちゃんとやり、あるいは業績評価を

ちゃんとやり、そして総務庁はそれを最終的に

チェックする、こういう仕組みで対応させていた

だこう、しかしながら、確かに税金をいかに効率

的に使うのかということはもう最大の課題だと存じますので、今御指摘のございましたようなこと

も参考にさせていただきながら対応させていただ

きたい、こんなふうに思います。

そして、日本でも着々と進んでいる行政評価法でござりますけれども、米国でG P R A 法が機能

しているという非常に大きな支えというのは、言

まさに大統領制のアメリカの制度というのは、

英國以上にそのまま持つてくるというのは不可能

でございまして、GAOの導入をと若手議員が活

動を起こしたときにもやはりそのことというの

が非常に大きな問題になりました。

○畠中君 ありがとうございます。

まさに大統領制のアメリカの制度というのは、

でも地方自治体から行政改革の波というのが起き

て、それがだんだん集約されていつてG P R A 法も

もできたという経緯がございます。地方行政と

先ほどのオマーン氏の講演で伺った話ですけれども、テーブル・オブ・レビューイングといった

何項目もあるチェックリストを全部細かくつけ

て、さらには、チェックしただけではなくてこれ

う行為を行つてます。

日本版GAOをつくろうという動きもあります

けれども、その動きですか、いや、そうではない

行為を行つてます。

○國務大臣(綱島弘君) 入札制度につきましては

もう長い間の議論がござります。今御指摘の英國

の強制入札制度はサッチャヤー時代のお話だと存じます。確かに傾聴すべきテーマではございませんけれども、それが先ほど来、アメリカの大統領制の

もとの会計検査院などがあるのは英國流のエンジニアリングの問題だとか等々、私どもの行政と他の国との行政の違いがございます。したがつて、

直ちにアメリカであるいはイギリスで通用してい

るのが日本の民主制度になじむかといえば、必ずしもなじまないものもございます。

〔理事大島慶久君退席、委員長着席〕

しかししながら、この入札制度というのはもう何

といいますか、西洋も我が国も全世界的な課題でありますね。透明性を高める、そしていかにして

これはこういった法人をつくる前の段階で、私はそういうものも十分検討すればあるんではないか、そういうことをやらないとなかなか行政改革にならぬといかないだろ。とりあえず移行させ置いて後で検討をしていくということではなかなかその検討が、これまでに何度も行政改革が言わしながら十分な成果が私は上がってきていない、その原因の一つにそういう部分があるんでないかということを私自身は感じているわけです。

したがって、今質問させていただいたわけですけれども、今委員会に付託をされていますので申し上げませんけれども、そういう作業というものはやられたのかどうか、この点だけ。例えば、もうその作業の中で民とか廃止というものはほとんどないというところでこういう形になつたということだと思うんですけれども、具体的にその辺の検討はどういうにされたのかということだけちょっと伺つておきます。

○国務大臣(総訓弘君) 私は十月五日にこの職を奉じました。そこで、今御指摘の点につきましても私は事務当局に照会をいたしました。確かにけんけんがくがくの議論をしてこういうことにまどめました、したがつて廃止すべき、あるいは民間に移管すべきだということの整理も數は少のうござりますけれどもいたしました、こんな答えをありました。

同時に、今最初の、佐藤委員が政治家としての良識からお述べになりました。まさに私も同感であります。やはり言うべきことは言う、やるべきことはやる、これが私は政治家と存じますので、貴重な御意見、しかと受けとめさせていただきま

す。ありがとうございました。

○佐藤泰介君 それでは、独立行政法人に関してちょっと具体的に聞かせていただきたいというふうに思います。

八十七事業を独立法人化しようとされていまし

たが、時期がずれたものを除いたり、あるいは統合や整理をして現在の五十九事業になつたと聞い

ております。その根拠は三十六条や四十三条項、そして四十三条の四項である、このように聞いております。

そこでお伺いしたいんですが、現在提案されているこの独立法人が認められて発足した、そして今廃止するものもあると、見直しによつては、それが以降。その場合に、そういう何とかで決められたりとも、それを今度は一つずつ、廃止する場合には法案として扱つていかなきゃいかぬです。それから、さらに今後独立行政法人があえていくのか、そのときに絶えずそういう作業をしながらしていくんでしょうか。

○政務次官(持永和見君) 今回の五十九の独立法

人の審議をお願いしている経過については、今、

委員が御指摘のとおりでありますけれども、それ

ぞの通則法の関係でそれぞれの条文に照らして

これを閣議決定させていただいた、こういうこと

であろうと思います。

実は、先ほどもお話をありましたとおり、これ

は常に中期目標が、中期計画が終わつた段階で独

立行政法人自体を見直していく、こういうことにま

なるわけであります。見直していく場合には、当

然、見直した結果、民間に委託する事業として民

間に委託した方がいいということであれば民間に

委託する場合もありましようし、また今現に国が

やつております、行政がやつておりますものの中

で企画と現業の、現業といいますか実施部門の分

離という面から見て独立行政法人を新しく一つつ

くつた方がより効率的に、効果的に事業が行える

のではないかというような分野があるとするなら

ば、それを新たにつくるということも先の問題と

してはあろうと思つております。

これは、いずれにしても、そういう独立法人

の設置の趣旨、そういうものに照らしてこの問

題というのは常に見直していかなければならぬ

たが、社会経済情勢、そういうものの変化に応

じてこの問題については対処をしていくべきものだというふうに思つております。

○佐藤泰介君 いや私は、今お尋ねしたのは、民間へ移行とか廃止とかとなった場合に、この五十九の法律、これはどういう扱いになつていくのか

ということをお尋ねしたかったわけです。

したがつて、独立法人にすることによつてか

れども、この五十九本をばつと提案されまし

たけれども、それを今度は一つずつ、廃止する場

合には法案として扱つていかなきゃいかぬです

ね。それから、さらに今後独立行政法人があえて

すぐれども、この五十九本をばつと提案されまし

たけれども、それを今度は一つずつ、廃止する場

合には法案として扱つていかなきゃいかぬです</

行う行為が國の行為とは別になるのかと、独立法人ですから。しかし、その役員や職員は全部國家公務員ですよね。法的には別になつておきながら、役員、職員は國家公務員。そういう場合にどうやつて区別するのかということですし、何かあつた場合にどういう責任が果たせるのか、同じようになるのかどうかということをちょっとお尋ねしたかったわけです。

再三お答え申し上げて いますように、行政とは切り離されているわけです。ただし、身分は国家公務員である、特定行政法人については国家公務員である。それで、公務員倫理制度などとか等々についても援用される、準用されるわけです。法律によって準用される、こういう仕組みになつておられます。そういう意味では、私は国家公務員、いわゆる行政庁の国家公務員と、それと独立行政法人の国家公務員とは違う、身分的には違う。したがって、法律の準用はあるけれども、私

○政務次官(持永和見君) 先ほど大臣も申し上げましたとおり、法人格としては、これは独立行政法人は別の法人であります。

やや委員の御指摘、非常に具体的でございますので、行政不服審査法とか行政事件訴訟法、今御指摘になりました国家賠償法等、行政上の一般制度の適用につきましては、行政上の主体が一律に適用を受けるのではなくて、当該主体の行つた行為について、これが公権力の行使であるか、そういったものを個別に判断した上で個々の法律の適

○佐藤泰介君 では、またの機会に聞かせていただくなり資料をいただきたいというふうに思いました。
ちょっと、後半の質問もそうですか。それをどこでだれが判断していくのかということも含めてですか。

○政務次官(持永和見君) これは、それぞれの法律の適用関係になるかと思いますが、それぞれの法律を所管しております責任者が判断をする、こういうことで、一般的にはそういうことではない

今お尋ねの、確かに特定独立行政法人は、身分は国家公務員の身分であります。しかし、行政とは切り離された特定行政法人であります。その意味では非常に説明しづらい、そしてまた御理解しづらい点がござりますけれども、独立行政法人はその法人の所管、理事長、要するに責任者というものは主務大臣が任命をして、理事長がその運営の衝に当たると。そして、その理事長が、例えば給料の増減や昇進の用意、あるいは自己記載の用

は、先ほど来申し上げているように、所管は一番の理事長がすべてを統御するわけですから、ただ、今申し上げた国家公務員の身分ではある、そのことはあくまでも国家公務員あるいは国家公務員倫理法だとかという、準用されるだけであつて、いわゆる國家公務員と、行政庁における国家公務員と独立行政法人の国家公務員は違ひがある、こんなふうに思います。

用が決定される、こういうふうに解釈をされておるところでありますて、したがつて独立行政法人の機関としてのやつた行為が公権力の行使ということであるのならば、これは今申し上げましたような国家賠償法等も適用されるというふうに解釈をされるのではないかと思います。

○佐藤謙介君 そうなりますと、今度は、独立行政法人そのものはほとんど国の機関と変わらないことになります。したがつて、この問題は、

かと思つております。
○佐藤泰介君 そうすると、何かあつた、賠償その他の問題が起きたときは、その独立法人の長が判断するということですか。

○政務次官(持永和見君) 私が申し上げたのは、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法ということを申し上げました。これは、それぞれ恐らく、行政不服審査法であるとすれば、恐らくこしらへとまづ申します。
○司馬久一君 おお、

題もそこで決められる。理事長の責任において、
しかしまた、今御質問のように、それでは最終的
にだれが責任を負う、仮に事故等々があつたとき
にだれが責任を負うのかということであれば、そ
れは今申し上げたように、その独立行政法人を運
営している長が責任を持つべきとは思いますけれ
ども、最終的な責任は私は国の責任だ、こんなふ
うに思います。

では、もう少し突っ込んで聞きますけれども、何か事故があつたときには、最終的に国が責任を負う場合もあるというような答弁ございましたね。しかし、今は準用するんであって別のことな、職員は国家公務員とは別のような感じの答弁もあつたわけですが、ではその法人の違法行為によつて損害を受けた場合、賠償請求訴訟は当然法ね、これ。

んなふうに理解をさせたいただきますけれども、
公権力とそうでないものとの区別があるという
答弁もありましたので、ではそれは、もう一つの
け加えてお聞きしますけれども、どういった判断
基準というものが、あるだろうと思いま
し、だれがそれを決めるのかということもあるら
うことで、その辺もあわせてお尋ねをします。

後では訂正させていただきますが、もし間違つたり
そういうことで、法律を所管している一義的にはそれぞれの行政法人の長が判断をすると思い
ますが、しかし最終的な権限は、これはそれぞれの法律を所管する主務大臣が権限を有していると
いうふうに思つております。

○佐藤泰介君 ちょっと整理をさせていただきま

人相手に行うことになると思いますが、この場合の国の責任はどうなるのでしょうか。

○政務次官(持永和見君) 独立行政法人は、先般
来御説明を申し上げておりますとおり、行政の企
画部門と実施部門を分離する、特に実施部門につ

そうすると、まず一義的には独立法人の長、その次が主管大臣、その次が法務大臣、こういうことですか。違うんですか、そこはつながりてい

の行為が公権力の行使に当たる場合とそうでない場合、準用されていると言わされましたので、そういう場合に区別して国の責任がどうなるのか。

いて、できるだけ独立行政法人化できるものは独立行政法人化していくことで設けられて いる制度であります。一般的に、その中の公

○政務次官(持永和見君) 一義的にといいます
か、国家賠償法の対象になるかどうか。これは、
ないですね。

法人に責任があるというような今答弁もありましたし、最終的には国に責任があるというような答弁もありましたので、その辺を区別して、国責

権力の行使というのがどういうことがあるのか、これは、ひとつせつかくの先生の御指摘でございまますから、私どもの方で整理させていただいて

実態の問題としては、それぞれの独立法人の長が自分でます判断する、あるいはそれを判断しながらそれぞれの担当の省庁に合議をするといいます

任はどうなるのか、責任追及についても異なるのか、そのあたりをちょっと説明していただけますでしょうか。

改めてそういう具体的な問題についてお答えをさせていただきたいと思います。整理をさせていただきたいと思います。

か協議をするといいますか、そういうことであろ
うと思いますけれども、最終的な判断は、それぞ
れの法律の問題でありますから、これは司法であ

ります。司法が判断することになると思います、もし争いになれば争うことがあります。

そういう意味で、法務大臣は横並びの大臣ありますから、例えば行政不服審査法は私は法務省が持っているんじやないかということで申し上げたので、これ、所管が間違つていれば訂正をさせていただきたいと思います。

○佐藤泰介君 私もちょっとわからなくなってきたので、一遍資料をいただいて精査をさせていただいて、もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

ということは御理解いただきたいというふうに思っています。もっとすつきりした形を検討していくことです。もって、あるいは組織のあり方の問題につきましては、ただ、もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

ということは御理解いただきたいというふうに思っています。もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

ということは御理解いただきたいというふうに思っています。もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

ということは御理解いただきたいというふうに思っています。もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

ということは御理解いただきたいというふうに思っています。もう一度お尋ねする機会があればお尋ねをしたいというふうに思いますが、結局、この独立行政法人そのものがなかなかわかりにくい

あたりを具体的にお尋ねをしたいというふうに思っています。

○國務大臣(練訓弘君) 例え、従来の研究であればこういう分野に意を用いていたしかし時代の要請に基づいてこういう別な分野に新しい研究開発を志向したい、ついてはその予算の面におきましても、従来はここにこれだけのむだがあつた、そのむだをこちらの方に移して、これに重点を置いて研究をやりますよというの、当然のことながら中期目標の中に入れられる。そういう行政法人が十分機能できるようなそういうシステムをみずから考えられる、そういう仕組みでございますので、仕組みはできた、その仕組みをその長が本当に生かし切る、同時に主務大臣もそれを生かし切れば、私は今、委員の御指摘のように、ある意味では期待できるような効果が生まれるのではないか、また、それを期待して私どもはではないのかな、また、それを期待できるんじゃないのかな、などといふことでございますので、私は期待できるんじゃないのかな。

同時に、先ほどいみじくもおっしゃいました、もしその期待が外れた場合には整理をするのかと。これまた、国民の皆様が整理すべし、こういうことであれば整理しなくちゃいけませんので、そういう意味では情報公開、成果を情報公開する、ガラス張りにするということによつて、今御質問の趣旨には若干沿えないかもしれませんけれども、御理解を賜りたいと存じます。

○佐藤泰介君 そうしますと、これは行政改革の一環だと思いますので、行政コストがどう削減されていくかということが非常に私は重要なと感じます。身分もほとんど変わつてない、それで独立法人にして仕事が効率になると言われますので、なつて、どの部分で行政コストが削減されていくのかな、こんなことを思いましたので、お尋ねをさせていただいたわけです。

さらにもう一点、この問題に関してお尋ねをさせていただきますけれども、本当に独立行政法人が行政コストの削減を目指なり目指していくとするならば、そういった行政コストの削減に向かって取り組みを各法人がするんだろうと思います。そういった場合に、中期目標を出すわけです。その中期目標の中にそういう行政コストの削減を目指していこうとするならば、そういった行政コストの削減のためには、具体的に何をとり何を

と法律で明示してあるところであります。

○佐藤泰介君 そうすると、二十九条のところからやると、その中に恐らく行政コストそのものも、削減目標も加わってくるだろう。私も、先ほど申し上げたように、やっぱりこれは行政コストの削減につながっていくことが行政改革であり、納税者からもはつきりとわかるというふうに思います。

したがって、假にこの立派な法人化を行なうと、中期目標なりそういうものを見させていただいて、そうした行政コストの削減に向けた目標が組み込まれているのかどうかという点をこれから私は注視をしていきたい、このようなことを申し上げて、次の質問に移ります。

特殊法人の関係でござりますけれども、長官の御認識は特殊法人に多くの問題がある、透明性が足りない、あるいは非効率的である。したがつて、特殊法人のそうした部分を御認識されてみえるのかどうかという点と、そうした認識のもとに今回こういった独立法人をつくるということも先ほど述べられたと思うんですけども、長官はそういう御認識かどうか、私が今申し上げたような認識かどうか、その点をお尋ねします。

○国務大臣(続訓弘君) 佐藤委員の御指摘のとおりであります。

では、平成十一年の累次閣議決定と同じようなことが私は出されていると思います。
特殊法人を整理合理化し、あるいは効率化しようとした内容が累次閣議決定の中にもあると思うんですけれども、さらに積極的にそういった特殊法人について洗い直しをしていくことが大きな行政上の課題であると、そんな趣旨が述べられていました。先ほどの質疑の中にも出ると思いますけれども、先ほどの見直しを進めていく、先ほど長官はそのようにお答えになられたと思いますが、それとも、これだけ閣議決定で明確にされたものだと思いますので、そういう抽象的な答弁では

なくて、どのように具体的なスケジュールでどの特殊法人を廃止や統合、あるいは思い切った見直しをされていくのか、抽象的な努力目標ではなくて、具体的にその辺のスケジュールなり、洗い直していく、廃止していく特殊法人、どんなものをやるのか、そんな点をお答え願いたいと思います。

午後零時八分休憩

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。

○委員長（吉川芳男君） 休憩前に引き続き、中央省庁等改革関係法施行法案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係十五法律案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 午前中の同僚の佐藤委員に引き継ぎまして、私は、福山哲郎が質問をさせていただきます。

まずは総長官におかれましては連日お疲れまでございます。また御就任おめでとうございます。東京都の副知事をされたということで、僕もまたござります。こんな機会をいただきましてありがとうございました。

りかとうございました。

逆に言うと、イギリスは我が国の特殊法人をしっかりと見学に来て、視察をした上で、特殊法人制度という日本には不思議な制度があつて、イギリス

スにこの制度を導入すればひょっとするとイギリスの行革もうまくいくのではないかという流れの中でエージェンシー制度というのを導入したと。これを突き詰めて言うと、もう長官御案内のように行政の実施部門の一部に対して現場の合意をなすに、

得た上で権限行使にとにかく自由な裁量を与えた

る、現場の実施部門に対し自由な裁量を与えて、その結果業務の効率性を図るものだということだ、というふうに思いますし、長官もそういった御答弁をいただいていると思います。

しかし、私は、我が国の今回の独立行政法人について、いわゆる今申し上げた実施部門と企画部門の分離による見直しを了承して置き、

音門の分離といふ根本的な確立行政官人の位置づけをするときに重要なこの分離というものに対して、非常にあいまいな状況になつてゐるのではないか。逆に言うと、実施部門を外部化することで

スリム化をするという話なんですねけれども、こういった趣旨で今回やられたはずなんですが、どうも五十九独立行政法人を見ると、現実に実施部門へと全国を跨る部署が結構多い印象です。

と企画立案専門が分離できるのかどうか麥乳味のない気がしているんですが、長官としてはいかがお考えか、御答弁いただけますでしょうか。

○國務大臣(統続弘君) ただいま福山哲郎委員か

らエールを送られましてありがとうございました」とさいました。

生であるということで、昭和五十五年のお話をさせていただきます。

な独立行政法人あるいは特殊法人の話がありましたが。それはどういうことかといえば、たまたま知事が財政再建に対して大変大なたを振るつておら

れる、そういう状況の中で、自分の経験とそしてまた自分の所感を教えていただくためにおいでになりました。

私は、無税国家論というのを初めて伺いました。まさに二十数年前のあの先見性。そしてまた、独立行政法人あるいは特殊法人の強い見直しをいたしました。今、二十一世紀に向かって日本の国のありようを考えたときに、このままではだめですよ、徹底的な行政のスリム化が必要です。大胆な省庁改革が必要ですよ、大胆な民間に対する規制撤廃が必要ですよ、そしてコスト意識

議に目覚めなさい、まさに行政はそうでなければだめですよ、こんなお話をされました。その意味では、福山委員はそういう哲学を持つた人に育てられ、これからの日本を背負うお一人だと思います。

そして、自分は今まで財界から大きな声で政府・自民党に対しいろいろ申し上げてきたけれども、一つもそれが実行されなかつた、ついては志を持つ若い人たちを育てたい、あわせて私財をなげうつてPRの雑誌を創設して、大いにこれら日本の国づくりのために自分の余生をささげた

そういうことも踏まえながら、まさに今の独立行政法人は、従前の特殊法人のいろんな欠点を補うために、実は、そしてまたスリム化をするため

○福山哲郎君 大変お褒めのお言葉をいただきまして、もう照れくさい限りでございますが、松下幸之助塾主の思い出をお話しいただきました

がどうござります。私どもも本当に幸之助塾主にお世話になり、御指導をいただき、政治をよくしなければ日本はよくならないんだというその思いを持って徒手空拳の中から選挙を戦つてまいりましたので、今、総長官に言われて、志を変えないで頑張つていこうと思いますが、審議としてはもう少し具体的に行きます。

大学とか研究所とか博物館とか美術館などが今回独立行政法人になつていますが、先ほど冒頭申し上げましたように、企画立案部門と実施部門をどうやって美術館で分離をするのか。その主務官庁が企画立案をして、実施部門を効率化するといいますか、美術館や博物館や研究所でどういった形で分離をしていくのか、なぜこれが独立行政法人として今回挙がつてきたのかということについて、お答えをいただけますでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 美術館、博物館等を独立行政法人にするかどうかという問題について、

いろいろ御議論をいたしましたところであります。すが、今回、美術館につきましては、御案内のように東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館の三館が一つの法人という形になつておるわけでございます。

国立博物館は、歴史的に価値の高い文化財を保存して、そして我が国の歴史、文化に対する正しい理解を促して次の世代に着実に継承させていく行政の一端を担う。それから、国立美術館は、国内外の作品を問わず、すぐれた美術作品を収集して展示をして、そして国民の鑑賞機会の充実を図つて芸術文化の振興に資していきたいということがで、これも国の芸術文化振興の非常に重要な機関である。

このような観点に立つて、国の文化財保護行政あるいは芸術文化行政の一環を担う、国策として担うものであるという観点から、これを独立行政法人化していくわけでありまして、この評価につきましても、国立博物館は非常に歴史的な視点から成り立っておりますから、その観点に立つてこれを評価していかなきやいかぬ。

それから、美術館は美術価値的な視点という評価をしていかなきやいかぬということをございまして、この評価のあり方については、今後さらに独立行政法人化の機関の中で、それぞれ独立して運営の効率化を図つていかなきやいかぬといふことであります。これは独立行政法人化することによって、予算に関する単年度主義によらない彈力的で柔軟な会計制度の運用が可能になつていくであろうということが一点。

それから、独立行政法人に対する主務大臣の監督、関与というものが法律によりかなり限定され、その法人の自主性、自律性が増して対象機関の提供する行政サービスの質の向上を図ることが、裁量権が増しますから自由にやれるということが考えられるわけであります。文部省としては、行政事務の効率化の視点、これはもちろん大事であります。この機関といふものの特性に配慮をして、文部省所管機関の機能をさらに充実するという形で一連の独立行政法人化の個別法の立法作業、これに今取り組んできてこののような形で法案を出しているようなわけでございます。

○福山哲郎君 ありがとうございます。お伺いをしたんですが、余り御明確なお答えをいただいていない。例えば、独立行政法人になるがなるまいが、博物館が国的重要な文化財を保護することとか重要な歴史的なものを大切にするというのは、独立行政法人であるうがなかろうが多分その役割は変わらない。

今回、なぜ独立行政法人にするかという合理的な理由としては、それはもともとあった理由でございまして、ここに実は例の行政改革会議事務局が出した最終報告書があるんですが、政策立案機関と実施機能の分離を図ること、思い切ったスマート化が不可欠、質、効率性、透明性の向上があわせて必要と。これらをあわせて実現するための手段が独立行政法人である。例えばそういう状況の中で、今、政務次官がおつしやられた、なぜ美術館、博物館が独立行政法人になつたのか。これは実に本質的な話ではないんです。こんな瑣末な話をしたくないんですが、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘のとおりで、要するに、企画部門と実施部門を分離することによってメリットがどのように生まれるかということがやつぱり一つのポイントだというふうに思いました。

御指摘のように、中央省庁等改革基本法において、運営の効率化を図つていかなきやいかぬといふことでありまして、これは独立行政法人化することによって、予算に関する単年度主義によらない彈力的で柔軟な会計制度の運用が可能になつていくであろうということが一点。

それから、独立行政法人に対する主務大臣の監督、関与というものが法律によりかなり限定され、その法人の自主性、自律性が増して対象機関の提供する行政サービスの質の向上を図ることが、裁量権が増しますから自由にやれるということが考えられるわけであります。文部省としては、行政事務の効率化の視点、これはもちろん大事であります。この機関といふものの特性に配慮をして、文部省所管機関の機能をさらに充実するという形で一連の独立行政法人化の個別法の立法作業、これに今取り組んできてこののような形で法案を出しているようなわけでございます。

○福山哲郎君 かつての行政改革会議の議論では、独立行政法人とする旨定められております。この規定に従いまして検討した結果、先ほど御指摘のありましたように、五十五の法人については特定独立行政法人とし、その他四つの法人についてはその役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とする旨定められております。この規定に従いまして検討した結果、先ほど御指摘のありましたように、五十五の法人については特定独立行政法人とし、その他四つの法人については国家公務員の身分を与えない法人とすると、こういうことにしたわけであります。

○福山哲郎君 かつての行政改革会議の議論では、独立行政法人というものは原則非公務員身分の団体との整理が大部分だったんです。しかし、現実にふたを開けてみると、その大部分は全く逆で、公務員型の独立行政法人が今、長官が言われたように五十五、そして非公務員型が四つだったわけです。

そして、今、長官がまさに言われましたように、その基準というのは、その業務の停滞が国民生活または社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものについては公務員型だというふうにおっしゃつたわけですが、逆にそれだけで、その基準だけでこの五十五と四つにどう

やつて分けられたのか。五十五はいろんなものに支障を来すから公務員型だと、四つは支障を来さないから非公務員型だというふうに言われますが、そこは一体どういう基準だったんでしようか。

例えば、美術館、研究所、青年の家とか、そういうものが今ごちやまぜになつて五十五あるわけですね。この非公務員型と公務員型の区分の基準を、総務省長官、もう少し詳しくお教えたいただきたい。

したがって、それではどういう議論かなされたのかということにつきましては、私は、せつから御質問ではござりますけれども、その衝にいなかつたものですから詳しいこと、経過はわかりません。しかし、私の経験からすれば、相当の議論があつて五十五と四に集約されたのは間違いないと。しかし、今申し上げたように、その経縄について福山委員にここでお示しすることができないことを大変恐縮に存じます。

例えば、私の知人で筑波の研究所に勤務をしている者がおります。そういう者から言わせると、公務員型ではなくて非公務員型の方が、その長が海外からいろいろな研究者を引っ張ってきて自分の任用でいろんなことができたりとか、そういう自由度が逆に言うと研究所とかにはあるのではないとかそういう話もありますし、例えば総務省関係で言うと、統計センターが別に非公務員型でも、先ほど言われたその業務の停滞が国民生活または社会経済の安定に直接かつ著しい支障を、統計センターが公務員型か非公務員型か、例えば非公務員

型でも支障を来すようには、私の感覚でいうと思えないわけですね。そうすると、本当に何の、結構例えば恣意的なものなのか、各省庁のお互いの調整の結果出てきたものなのかといふことで、先ほど長官が言われたように定義がはつきりしないということは、逆に言うとこの五十五と四つの位置づけもはつきりしてこないというふうに感じるんですが、済みません、もう一度御答弁いただけますか。

○國務大臣(訓読弘君) 例えば今、筑波の研究所のお話がございました。仮に独立行政法人化された研究所であったとしても、その任用の問題について、例えば民間から有能な研究者を採用するということは理事長の権限であります。したがって、採用された暁には公務員の身分が与えられるけれども、しかしそういう意味では私は自由な人事の交流が保障されていると。要するに、なるがゆえに独立行政法人化したのですから、その辺のことは御理解をいただきたいと存じます。

それともう一つは、今、私どもの統計センターの話がございました。統計センターの場合は、まさに公務員にすることによって、いわば守秘義務が課せられる。統計は、御案内のようにいろんな意味で重要な仕事でもございますので、そういう意味で公務員の身分を与えて、同時にそれに守秘義務を課せるということもこれまた重要でありますので、そういう意味で公務員の身分を与えていく、こういうことに御理解をいただきたいと存じます。

○福山哲郎君 では、文部省にもう一度お伺いをしたいんですが、先ほどはなぜ独立行政法人に美術館や博物館をしたかというふうにお伺いしました。今度は、今申し上げた研究施設や例えばオリンピックセンターがございますね。国立オリンピック記念青少年センターが特定独立行政法人になつておるわけでございますが、この件につきまして

は、このセンターが青少年教育指導者等の研修の拠点としての役割を果たしているということと、まさにいわば我が国の青少年教育の唯一のナショナルセンターとしての高度の中立性、信頼性が求められている。こういう業務をやっている。そんなことを二条にありますように総合的に勘案したときに、このセンターについては役員、職員に国家公務員の身分を与えて特定の独立行政法人にすべきである、このような判断に立ったわけであります。

○福山哲郎君 それでは、国立青年の家は特定独立行政法人ではありませんね。国立青年の家や国立少年自然の家が特定独立行政法人ではない理由をお答えいただけますか。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘の国立青年の家、国立少年自然の家の問題でありますが、これを非公務員型にするについてもいろんな議論がありまして、もつと民営化したらどうかとかいう意見まで実はあつたわけであります。

言われました。
一体、ここで何で公務員型と非公務員型の違い
が出てくるのかよくわからない。例えば、位置づ
けとしても、私も青少年センターも行つたこともありますし、青年の家は地元でよく使わせていただいているわけですが、お互いがそちらへ行つて、例えば指導者が教育を受けるにしても指導を受けるにしても、青少年がそこに行くにしても、本質的には僕は余り変わらないという気もしないでもないんですが、そこの差異、区別の合理的な根拠というのはどういうものがあるんでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 先ほどちょっと御答弁申し上げました。同じような施設が、ほとんど各県ももう県立の青年の家、自然の家的なものを持つておりまして、そういうものから考えると、やはりナショナルセンター的な意味をこの国立自然の家に独立行政法人としてそういう形で持たせていくべきであろうという観点で、これについては、先ほど申し上げましたように、それは全県がこれを引き取つて移管できないかというような検討も検討の段階でいろいろあつたわけでありま

しかし、総合的に勘案して、これは独立行政法
人として国の予算もどうしても必要であるという
観点に立つて、しかし、さはさりながら、いわゆ
る国の附属機関からもう一歩開いた形にしてもつ
と自由にやれるように、地方がもつと使い勝手の
いいような形にするには独立行政法人がいい、そ
れは非公務員型でいける、こういうことになつた
わけであります。

○福山哲郎君　どうもくどいと思われるかもしれない
ませんが、例えば青少年センターが社会経済の安
定に著しい支障を及ぼす可能性がある、業務の停
滞が国民生活に大変大きな影響があるというふう
にみなされるから、じや公務員型にしたといふわ
けではないわけですね。今の理由だとそうですよ
ね。だって、青少年センターが公務員型、非公務
員型で、それが先ほど長官の言われた国民生活、

社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと
いうふうには、今の御答弁では直結をしていない
ように思うわけです。

私は、別にこれ細かく、もう何かくどいよう
で、嫌らしいようなんで嫌なんですが、例えば今
回、通産省が非公務員型にしている日本貿易保険
という独立行政法人がでています。貿易保険の
ホームページをとつてきましたけれども、これ
は日本の輸出入に対する海上保険、貨物を輸送
する際の沈没や火災やその他の損傷を受けた場
合、そういうものに対する取引上の危険をカバー
するための日本貿易保険がある。これ、今回
独立行政法人になるわけです。これは非公務員型
なんです。これはどういった場合かというと、民間
の海上保険ではカバーし切れない非常に公益性
の高いものの貿易取引、もちろんあると思うんで
すね、国益として。そういうものに対して貿易
保険をかけるということでリスクヘッジのために
つくっている日本貿易保険、ここが実は非公務員
型なんです。

よつて国家公務員のそれぞれの範囲が規定をされておるわけでありまして、いわば定員管理の上では独立行政法人の職員は国家公務員の定員の管理からは外れるよということで、国家公務員としないということじやなくて、定員の対象、定員規制の対象にしない、こうしたことであろうと思いま

す。それぞれの法律がそれぞれの目的なりそれぞれの経緯によつてつくられておるわけでありますから、独立行政法人法の今お願いしている個別法は、それぞれの個別の目的なり、あるいは業務の中身なり、あるいはその経緯によつて今お願いをしているわけでありますし、定員管理の法律は定員管理のそれぞれの経緯によつてつくられていい、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○福山哲郎君 国家公務員にはいろいろなものが、あるときには定員規制の対象になる国家公務員と、あるときには定員規制の対象にならない国家公務員がいて、それぞれの法律によつて適用が違うと今おっしゃつたわけです。

では、その合理的な根拠は、どういう法律を根拠にそういう対象が違うということが認められるわけですか。

○政府参考人(河野昭君) 国家公務員、いろんな定義があるということは今、政務次官から申し上げたとおりでございます。先ほどから申し上げておるが、違うと今おっしゃつたわけです。

○福山哲郎君 ということは、独立行政法人は国家公務員だけでも行政機関ではない、だから定員の対象にならないと。そんな論弁ないでしょ

う。それは通用しないですよ。国家公務員だと通

則法上に書いてあつて、でも独立行政法人だから、要是は構組みは行政機関ではない、働いている人は国家公務員だと。だから、行政機関ではないから定員法の構組みには入らない。長官、これ法律では矛盾してますね。これは説明しようがないですね。長官、いかがですか。

○國務大臣(統訓弘君) 福山委員の御疑問、私も全く同じなんですよ。それは、私自身もいろいろ事務当局と議論をしました。

今、国家公務員は八十五万おります。そのうちの三十万は郵政の関係であります。したがつて、五十五万が總理が公約をいたしました二五%の削減の対象になります。したがつて、五十五万掛け二五%は約十四万人なんです。十四万人を削減するということは私は大変至難のわざだと、こんなふうに思います。

そこで、それでは具体的に十四万人の削減方法はいかにと聞けば、今る御質問ございましたように、独立法人も当然今五十五万の対象になるわけですから、したがつて二五%削減の対象にはな

るわけです。しかし、たまたま独立法人化することによって法律の外に出ると。そうなると、それもカウントされる。

あわせて、私どもは国民に対する公約、十四万

人の削減については純減を目指して一生懸命頑張

るということ、私も幾らか理解を、事務当局の議論に若干かみ合わない点はありましたけれども、私自身はなるほどそういう理論があるのかな

というふうに理解をした。

そこで、今度は国民の皆様に、私どもは責任を

したがつて、国家公務員といふ、一般職の国家公務員でもいわゆる我々から非常勤職員まで含むわけでござりますが、そのうちの広い国家公務員の中の行政機関の職員を規制したのがいわゆる

定員法の対象と、そういう整理でござります。

○福山哲郎君 ということは、独立行政法人は国

お認めになつてゐる。確かに、そうすると、もう僕らどうしようというんだ、じゃこの二五%の約束自身も余り意味がないんじやないかと。国民に二五%の公約をするぐらいだったらちゃんと眞実のことを伝えるべきではないかと、ふうに私はど思つてます。

やつぱりこういう矛盾を長官自身がお認めになつて、先ほど言われた、国家公務員、行政機関ではない、行政機関に対してだとかいう、そういうう讖弁を政府が使われるというは大變儀はよくないと思ひますし、それがわかっているからには、お認めになつたからには、せつかく委員会をしておるわけですから、ぜひとも改正その他、委員間で御議論をいただきたいというふうに思ひます。

それから、もう一つすごく重要な問題があります。今回の中央省庁の施行法に伴う関連法案といふのは、基本的には形式的な変更だということが多く言われました。審議会の合理化に伴つて審議会の変更を行つたり、それから所要の改正といふ形でいろんな施行日を定めたり、新たな省庁再編によつて大臣名や府省名を変えたりというような形式的な変更だと言われましたが、形式的な変更

をするということは、私は大変至難のわざだと、こんなふうに思ひます。

そこで、それでは具体的に十四万人の削減方法はいかにと聞けば、今る御質問ございましたように、独立法人も当然今五十五万の対象になるわけですから、したがつて二五%削減の対象にはな

るわけです。しかし、たまたま独立法人化することによって法律の外に出ると。そうなると、それもカウントされる。

あわせて、私どもは国民に対する公約、十四万

人の削減については純減を目指して一生懸命頑張

るということ、私も幾らか理解を、事務当局の議論に若干かみ合わない点はありましたけれども、私自身はなるほどそういう理論があるのかな

というふうに理解をした。

そこで、今度は国民の皆様に、私どもは責任を

したがつて、国家公務員といふ、一般職の国家公務員でもいわゆる我々から非常勤職員まで含むわけでござりますが、そのうちの広い国家公務員の中の行政機関の職員を規制したのがいわゆる

定員法の対象と、そういう整理でござります。

○福山哲郎君 ということは、独立行政法人は国

ね。これはお約束しているわけですから、総理がお約束したことはこれは守らせていただきます。

ただし、今定数に、国家公務員の定数がどうだ

こうだという、そういうには非常にあいまいな点

があるということは、私もそういう疑問を持つて

いる、こういうことですから、その辺のところを、私が矛盾云々と言つたわけじゃありませんの

で、私自身の理解の仕方とそれぞれ行政当局が言

う理解の仕方が違つてたと。しかし、それは今は

や私も理解をした、こういうことですから。

○福山哲郎君 私は余り理解していないですが、長官、次へお答えをいただきたいと思います。

○政務次官(持永和見君) 今回の施行法案の内容は形式的なものだけかというよう御質問でありますけれども、今回の施行法案は、さきに成立をさせていただきました中央省庁改革関係法で決められたその内容に従いまして、いわば事後処理的に、大臣の名前とか府省の名前とか審議会の名前とか、そういうものを変えることを中心とした改正でございます。

○福山哲郎君 いや、ここが非常に重要な問題が隠されています。

象徴的な話を一つ申し上げます。もう時間もございません。

いわゆる大変長年各委員の皆さんの御努力、それから世論の後押しがいたいで成立をした情報公開法案、あれの附則に対する変更が今回の施行法にあります。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の附則に今回変更点がござります。その附則の二項、もともとこれも国会で大變議論になりましたが、特殊法人の情報公開についてはこの法律の公布後二年を目途として法制上の措置を講ずると。これは長官も御存じのはずです。

しかし、しかし今回、この独立行政法人が、どういうわけかわかりませんが、この附則の二項、特殊法人とともに、政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に関し「公布後二年を目途として」といつて、どういうわけかわかりませんが、独立行政法人がこの二年後の法律上の見直し

の中に含まれてはいるわけですね。

独立行政法人といふのは、先ほどまさに長官が佐藤委員のときに言われたように、成果の情報を公開する、透明度を高めるというのが今回の大変大きな目的であつたわけで、さらには、この情報立行政法人が二年後までは行政情報を出さない

と。

そしたら、多分向こうは行政機関ではないからだと言ふんだらうと思うんですが、これは余りにも今回の施行法、一遍にいろんな法律が審議をされてますが、この中に隠れているんですけれども、非常に重要な論点だと思うんですが、長官、いかがですか。

○政府参考人(河野昭君) ちょっと事務的な説明をさせていただきたいのですが。それで……

○福山哲郎君 いや、長官に。

○國務大臣(統訓弘君) 独立行政法人は、独立行政法人通則法にもございますように、国から独立した法人格を持つものでございますことから、国の行政機関を対象とした情報公開法の上では対象外ということになるわけです。

しかしながら、独立行政法人の情報公開は今御指摘のように重要なものでございますので、政府は、本年七月、行政改革推進本部のもとに専門有識者から成る特殊法人情報公開検討委員会を設置し、特殊法人の情報公開法制の検討とあわせて独立行政法人の扱いも検討しております。

現在、同委員会は、来年の七月ごろに報告を取りまとめるべく精力的に検討を進めしており、報告がなされた後は特殊法人とともに情報公開の法制化について適切に対応してまいり、こんなふうに思っております。

○福山哲郎君 もう終わりますが、先ほど長官が矛盾をしているというふうに認められました。また、この施行法の細かいところでは急に、今までの機関として情報公開が義務づけられていたものが外にアウトソーシングされた途端に附則の中、二年後の見直しの中に含まれているというふ

うな状況で、大変私は問題があるというふうに思つてはいるまして、そこを指摘して私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○海野義孝君 公明党の海野でございます。

統長官には連日大変御苦労さまございます。私は、長官等に質問するというようなことは初めてでございますのでやりにくい面があるんですが、

まず今回のこの省庁改革といいますか省庁再編、前橋本内閣のときに六つの改革ということを御提唱になりましたてようやく現内閣においてこの問題が今進んでいるわけでございます。長官は、この

省庁の再編といいますか改革ということは、一番のゴールである行政改革ということの中ではどのようにこれをとらえていらっしゃるかということを含めて、今回何代目ですか、総務府長官にならぬ行政改革を担当なさるというお立場になつたわけでございますけれども、そうした中での今申し上げたことに対する御認識と、それから今後の取り組みについての所見をまずお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(統訓弘君) 海野義孝議員は、実は議員になられる前までは特に経済の動きに敏感な証券会社の重役をしておられました。それだけに、私は日本のありようというかこれから進むべき日本の進路に對していろんな思いを持っておられると決意をしております。

吉日の六日からというようなことでございますけれども、この省庁の再編というか新しいスタートをするわけでございますけれども、これは行政改革といふゆるゴーに向かつて一体何台目といふか、どういうようになると見えられてるかということを、その御認識をまずお聞きしたかったわけなんですが、何か省庁改革イコール行政改革だとういうようにとりましたのですが、その辺もうちょっとお願いします。

○國務大臣(統訓弘君) 先ほどお話を申し上げましたけれども、行政改革はいわばこの国が二十世紀に生き残れる手法を模索する一つの手段だと。したがつて、二十一世紀の日本が自由で公正で活力のある社会を築くにはこれだけでは済まない、もつともっと大胆な改革が必要である、この認識は海野議員と全く変わらない。

そういう姿勢で臨むべきだなということを私は学ばせていただきました。

そんないろんな経緯の中で、行政改革が重要なことはもう今さら申し上げるまでもございません。少なくとも私は、就任のあいさつの中で申し上げました、民間は今塗炭の苦しみにあつて、生き残りのために命をかけておられる。

にもかかわらず行政はどうだ、五十年ぬるま湯につかりながら何の努力もしていない。この姿を、今回行政改革を断行する、今まさに指摘がございました橋本内閣のもとで、小淵総理は、泥も水もかぶる、行政改革断行すべしとの強い決意を示された。私は、担当大臣として不退転の決意でその衝に当たる、今る申し上げましたけれども、そういうあなたの認識と全く同じ認識のもとに行政改革を断行したい、こんなふうに決意をしております。

○海野義孝君 今の御答弁ですと、まだ私が先ほど申し上げた御質問に対して十分じやない。

つまり、今回の省庁改革、明後年の一月の大安吉日の六日からというようなことでございますけれども、この省庁の再編といふやうなことをまずお聞きしたかったわけなんですが、何をやりますか? それは、やはり地方主権といいますか地方分権とまさに車の両輪といふことでございまして、先ほどおっしゃったような中央から地方へといふ点、これは現在ともに進めてるわけございますが、一方で官から民といふ問題については、言つなければ規制の緩和といふことでございましょうか、あるいは官庁のいわゆるこれまで持つてゐる権限の問い合わせなんですが、何か省庁改革イコール行政改革だとういうようにとりましたのですが、その辺もうちょっとお願いします。

○國務大臣(統訓弘君) 先ほどお話を申し上げましたけれども、行政改革はいわばこの国が二十世紀に生き残れる手法を模索する一つの手段だと。したがつて、二十一世紀の日本が自由で公正で活力のある社会を築くにはこれだけでは済まない、もつともっと大胆な改革が必要である、この認識は海野議員と全く変わらない。

そういう中で、まず行政改革、スリム化するといふことが一つであつて、そしてその手段として例えば規制緩和の問題があるだらうし、あるいは

徹底的な地方分権の問題があるだらうし、あるいは情報公開の問題があるだらうし、あるいは政策評価の問題があるだらうし、そういうようなもの

をすべてセットして、この行政改革が国民の期待にこたえられるようなそういう手法をこれからやらなければならない。したがつて、今の省庁再編はその入り口である、こんなふうに私は理解をしております。

○海野義孝君 大変鮮明なお答えになった、このように思います。

そういたしますと、本日これまで同僚の議員の方々からいろいろなお話をございましたけれども、もういつた点と今長官のお話とでは、やはり並行する部分がかなりあるんじゃないかなというふうに私は感じます。

先ほど長官がおっしゃつてましたけれども、いわゆる今回のこの改革の問題、これは中央の省庁再編の問題もありますけれども、もう一方ではやはり地方主権といいますか地方分権とまさに車の両輪といふことでございまして、先ほどおっしゃつたよな中央から地方へといふ点、これは現在ともに進めてるわけございますが、一方で官から民といふ問題については、言つなければ規制の緩和といふことでございましょうか、あるいは官庁のいわゆるこれまで持つてゐる権限の問い合わせなんですが、何か省庁改革イコール行政改革だとういうようにとりましたのですが、その辺もうちょっとお願いします。

○國務大臣(統訓弘君) 先ほどお話を申し上げましたけれども、行政改革はいわばこの国が二十世紀に生き残れる手法を模索する一つの手段だと。したがつて、二十一世紀の日本が自由で公正で活力のある社会を築くにはこれだけでは済まない、もつともっと大胆な改革が必要である、この認識は海野議員と全く変わらない。

そういう中で、まず行政改革、スリム化するといふことが一つであつて、そしてその手段として例えば規制緩和の問題があるだらうし、あるいは

すけれども、やはり規制改革というのは、今まで規制緩和だつたんですが、規制改革という名のもとに実は今議論をしていただいているところであります。そういう意味では、大胆に官から民へ、そして民の活力を引き出す、これが私は一番重要なテーマだと思います。そういう意味では、近々そういう委員会の結論を踏まえて適切な御発言で、あつたと、このように思うわけでございます。今おっしゃったような具体的なまさに規制の緩和ではなくして規制の改革といったことについて、これは私、いさざかその問題については問題がないわけではございませんけれども、この際の問題として取り上げるにはどうかと思いまのであって申し上げませんけれども、言うなればアメリカ型とヨーロッパ型で規制緩和という問題について、大変業界に対する影響というか、またセーフティーネットの問題等を含めていさざか問題ありと、このように私は考えます。この規制の改革という問題は規制緩和よりもさらに響きが強いという感じがいたしますので、その点はやはり行政改革、いわゆる行政の効率化、スリム化というような意味合いで民に大きくそういういた分野が開放されるという意味合いに一応とどめておきたい、このように思う次第でございます。

そこで、先ほどもお話をありましたけれども、いわゆる政策評価の問題につきましては、先般、衆議院でございましたか、かなり踏み込んだ前向きの御発言をされております。これは極めて重要な問題でございまして、やはり行政改革という場合に、要するに今いろいろな省庁の再編あるいはまた独立行政法人等々のそういう新たな試みといいますか、これを具体化していくということもありますけれども、そういうた場合に一番重要なことは、いわゆる政策コストの問題とベネフィットの問題というような意味合いからしても、この政策評価という問題は少しでも早くその基準、そういったものについて、しかもこれが

第三者における評価委員会等においてこれをまとめ上げられる。そして、国民の前にこれを大変オーブンで透明でフェアで納得できるといううなものにしていただければ、今問題になつておるいわゆる独立行政法人あるいは特定独立行政法人大云々等の定義の問題、あるいはここがおかしい、あそこがおかしいというような問題については、やはりそういった政策コストとペネフィットの面を明確にしていくという中で改革を進めていかれるという、そういう進路を明確にますお出になるということが私は大変重要な点だと思いますけれども、その点について改めて伺いたいと思います。

○國務大臣(続訓弘君) 海野委員のお説に全く同感であります。我々は、参議院選挙を通じていろんな批判をしてまいりました。議会の中でもいろいろ御質問がございました。釣り堀と化した港湾あるいは漁港、飛行機が飛べない滑走路、たつた何軒かしか使わない農免道路等々、大変むだがあるんじゃないかという指摘を私どもはあえていたしました。そういうことが国民の大きな関心を呼び、行政評価あるいは政策評価を早くやれ、こういう議論に結びついております。

したがいまして、私は、一般の衆議院の議論の中でも、事務当局が考へていた手順よりもっと早く国民の皆様の御期待に沿うようなそういう評価法を制定して、そしてガラス張りで効率のいい行政をと、こう念じております、そのことを実行いたしますと、こうお約束申し上げました。そのとおり進めてまいりたいと存じます。

○海野義泰君 先ほど同僚議員の御質問に対する御答弁で、長官は政策評価等についての具体的なことにつきましては、省庁の新しい一府十二省庁のスタートが明後年の一月六日でございますけれども、たしか来年の夏ごろ、七月ぐらいにというように私さつきお聞きしたように思います。

再度確認の意味でお伺いしたいと思います。かなり早められるというふうに思いますが、これ具体的な手順といふか、といった点ではど

ういった構想をお持ちの上でスピードアップされるか、その点をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(統訓弘君) 今七人の委員のお知恵をかりて実は具体的な評価手法、公表の仕方、あるいはどういうものを基準にするのかという基準の問題等々について議論をしていただいておりました。その結論が大体来年の七月に出る予定であります。したがつて、事務当局としては今の法制化についてそういう結論を得て、同時に我々も並行的に議論を重ねて、一日も早く法制化できるようには準備作業に入ったところであります。

○海野義孝君 先ほど同僚議員からもお話をありましたけれども、特に今回の独立行政法人につきまして、いわゆる五十九のそういうった新しい法規を持った機関ができるわけでございます。その中でいわゆる公務員あるいは非公務員というようなお話をございましたが、ちょっとこれ私は、五十四対五ですか、逆じゃないかというような感じがするわけです。行政改革というような勇ましいそういうた取り組みからすると、公務員の方が五十四で、五つが非公務員型というようなことは逆じやないかというような感じがします。

私は、今、長官から、政策評価についてかなり積極果敢にこれからお取り組みになるということは大変結構なことだと思いますけれども、いわゆる戦後半世紀にしまして民間の企業もあるいは民間の企業に勤めている方々も大きくやはり変わってきたているわけでございます。そうした中で、國家公務員あるいは地方公務員につきましても今回この行革ということの一つの骨格になる部分かと思いまますけれども、やはりこの際そいつた公務員制度についての改革とすることが、私は、避けては通れないというよりも、これをやることが行政改革に向けて国民に対して大変民間とそして官との間の距離が縮まっていくことにならうかと思います。

ういった苦しみというか、そういうたる労働については、やはり民間の人でないとわからない部分がある。また、公務員についてはこれまでどちらかとどうぞや一般の民間の人、特に大衆が見ればなかなか自分たちの思いに入らない部分があるということをございました。そういう面からしても、今回の改革、省庁再編、あるいは独立行政法人等の発足に向かつてもうあと一年ぐらいかなくなつたわけでござりますけれども、そうした中で公務員制度の改革という問題、これから平成十三年から十年間で二五%の公務員の削減、これは国家公務員ですけれども、あるいはまた三〇%のいわゆる行政コストのダウン、引き下げということ以上にやはり私は重要な問題ではないかと思うわけでござりますけれども、その点について長官の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(統訓弘君) 公務員制度のありようについて今おるる御意見がございました。

私は、まさに国権の最高機関である国会と、そして国民の厳しい批判、それが常になければ公務員制度の改革はできないと思います。今回のいろんな不祥事があって、そして重い腰が上がりました。公務員倫理法の制定もまさに私はしかりだと存じます。本来ならば、みずからが姿勢を正して不斷の努力を重ねる、それが当然でありますけれども、往往にしてそれができません。

そういう意味では、今何回も申し上げてますが、國民の皆様、そして国権の最高機関である国会が常に我々の公務員制度の改革を促していく。そして、公務員も真摯にそれを受けたと見て日本のありようをみずから考えていく。そういう三者が相協力し合いながら本当の公務員制度の改革を断行する以外にはないと想います。同時に、五十五対四が逆転ではないか、国民はそれを期待しているぞというお話をございました。しかし、なかなか制度の発足に向かつては非常に難しい状況がございます。

したがつて、まず発足をさせていただく。そし

○海野義孝君 審議会の問題についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、これまで審議会のありようにつきましてはいろいろと議論がございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○海野義孝君 審議会の問題についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、これまで審議会のありようにつきましてはいろいろと議論がございました、国民の監視の目も光つてまいります。そういう業績評価を通じて制度のありようをさらに検討いただく、我々も検討する。こういうことで今回は御理解を賜りたいと存じます。

議会でありますとか委員会などの総称でございます。そこで、数でございますが、審議会の整理合理化を決定しました四月時点で二百十一あつたものを、その時点で整理合理化して九十に集約する」といたしております。ただ、念のために申し上げますと、その後の立法等で今後設置が予定されているものが若干ございますので、そこは念のため申し上げておきたいと思います。それから、既に四月の決定の中で、審議会の委

任命をする、そしてそのほかの理事等々につきましては理事長が指名をされる、こういう仕組みになつております。

したがつて、二百八十六というのは最大限、上限の数字であります。例えば理事長と理事一人、それに監事二人は必置であります。したがつて、四人が最低になります。そういう団体が約六割を占めますので、御懸念のような二百八十六といふ最高の人員にはならないと思ひます。

いずれにいたしましても、これは天下りとかある

現在、日本は諸外国に比べて公務員の数は少なくて、人口千人当たりの公務員数は三十九人、フランスが百三人で、五分の二、米国は八十人、ドイツは七十七人で、それぞれの半分程度です。しかもがつて、日本のお医者さんも看護婦さんも、あるいは労働基準監督官も職安の職員も登記所の職員も慢性的に足りずに国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼしております。

ことも私は思うんですけれども、一つお聞きしたいのは、現在の審議会、たしか法案の中では審議会等というようになつてましたと思いますが、等とは何ぞやと。委員会であるとかあるいは協議会であるとか、そういうものかもわかりませんけれども、つまり審議会、これは現在一府二十一省庁の中でどのぐらいあるのかということと、新しく発足する明後年からはこれがどのぐらい集約され再出発するのかということを知りたいわけです。
というのは、実は今民間の企業におきましても、社外重役というのを大変重用しております、もう既に企業の中におけるいわゆる役員、執行部とそれから従業員との間においては、これは抜き差しならない関係がありまして、なかなか思い切つたことは勇気があつても言えないというのが状況でございます。そういった中で、やはり社外重役をどんどん取り込む、と同時に国内だけでなく海外からも取り込む、あるいはまた大学の教授にも門戸を開放するというような動きが今民間にもあるわけでございます。

員の運用につきましては、例えば委員の兼職の最高限を下げることによって少しでも多くの方が審議会の委員になる機会をふやすとか、あるいは官僚OBは審議会の委員等から排除していく、そのような決定をし、それに向かって各省庁努力しているところでござります。

○海野義次君 最後にもう一問お願ひします。新しい独立行政法人、これは各省府設置法の中にもうたわれておりますて、理事長であるとか館長であるいは監事それから一般役員、こういったもののが何名以内というようなことがそこには盛り込まれておりますけれども、現在のいわゆる審議官以上のお各省庁にばらまかれている事業、事務等について、独立行政法人に移行する現在のそういうたたな役員の方は、私は八十名か九十名ぐらいだというように理解しているんです、審議官以上で。それが、新しい独立行政法人になつた場合に、そういった設置法等のあれからちよつとはじいてみますと、たしか二百八、九十人ぐらいになると、いうように思うんです。何かこれもまた要するに

るいは役員をふやす、そういう国民の御批判がな
いような、ということは効率化とサービスをふや
すというのが独立法人化の目的でござります
で、その目的をしかり受けとめて主務大臣が適切
な判断を下される、このように思います。
○海野義季君 わざかの時間でございましたけれ
ども、大変重要な御発言等も多々ございまして、
いわゆる省庁再編、さらにゴールである行政改革案
に向かってのかなり前向きのそういう姿勢でお
ありになるということは理解させていただきま
す。
いずれにしましても、今我が国の景況は底を打
つたといえどもまだ曙光がおぼろげであるとい
うような中にありますて、国民のやはり行政に対
する厳しいまなざしというものは一向に変わつ
おりません。そうした中で、これから総長官にお
かれましてはまさに歴史に残るような大変な仕事
を命をかけてやつたと言われるようなそういうう
きを心からお願い申し上げまして、私の質問を終
ります。

○國務大臣(続訓弘君) 吉川委員の御質問は、とにかく外国に比べて決して日本の公務員は少なくないぞと数字を擧げての御質問がございました。ただ、我々の行政と今お述べになりました行政とは仕組みが私は違うと思います。

かつて私がコッチ・ニューヨーク市長さんにお目にかかるたびに、ニューヨークが実は財政破産で、中央政府からのお金も借りられない、同時に銀行からのお金も借りられない、まさにニューヨークは破産だという状況の中ありました。そこで、手法としてやられたのが公務員の削減であります。大胆な削減であります。私はそれを伺いました、なぜそのような削減ができるんですかと。我々日本ではそういうことはできませんよと申し上げました。ところが、仕組みが違うんだとお答えがありました。

事はどうさうに、私は日本の公務員制度と外国の公務員制度は違うのかな、どの点が違うのかかも、ということを私は検証はしておりませんけれども、

そういった意味で、この審議会、一つはやはり私は大幅に集約していくということと、審議会のメンバーの持ち方、こういったことについて抜本的に改革すべきではないか、こう思うわけでございますけれども、これについての現在のお取り組み、現状、見通し、これについてお聞きしたいと思います。

役員の方はふえるというような感じがするんですけれども、私が今申し上げたような見方は誤つてゐるのか、あるいは事実になるとするならば、どうしてそれだけ役員が必要であるか、そういうことについて簡潔に御答弁いただければと思います。

○吉川春子君　日本共産党の吉川です。ありがとうございます。(拍手)
ありがとうございました。
質問をいたします。
まず、現在、政府は公務員の定数の第九次削減を行つておりますが、平成九年以降五年間、二〇〇〇年までマイナス四・一%の削減となります。政府の発表によりますと、これまでも一九九八年から八年の三十年間に公務員の定員を五万八千人減らしてまいりました。

例えはこのみの収集も消防も、あの一番大切な消防制度と違つ、こうして警察だつて実は我々の制度と違つ、こうすることを理解してまいりました。

そういう意味では、せつかくの御質問でござりますけれども、お答えになるかどうかわかりませんけれども、私どもは適正な人員だと。そしてまた、それが国民のまなざしからすれば多過ぎるという批判があるということも真摯に受けとめるべきだと、こんなふうに思います。

あります。
ありがとうございました。（拍手）
○吉川春子君　日本共産党の吉川で
質問をいたします。

一

さいます。

いうことを私は検証はしておりませんけれども、例えはこのみの収集も消防も、あの一番大切な消防制度と違つて警察だつて実は我々の制度と違う、こういうことを理解してまいりました。

まず、現在、政府は公務員の定数の第九次削減を行つておりますて、平成九年以降五年間、二〇〇一年まででマイナス四・一%の削減となります。政府の発表によりますと、これまでも一九六八年から一九八八年の三十年間に公務員の定員を五万八千人減らしてまいりました。

そういう意味では、せつかくの御質問でござりますけれども、お答えになるかどうかわかりませんけれども、私どもは適正な人員だと。そしてまた、それが国民のまなざしからすれば多過ぎるという批判があるということも真摯に受けとめるべきだと、こんなふうに思います。

第二十一部 行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第三号 平成十一年十二月三日

參義
卷四

○吉川春子君 今私の示した数字は政府の提出したものですが、端的に伺いますが、国際比較をしてみても日本の公務員の数は少ないとは言えない、こういう御認識と承つてよろしいですね。端的にお答えください。

○國務大臣(統調弘君) 吉川委員はもういろんなことをよく御存じの方であります。そういう意味で私も答えて窮するわけでありますけれども。

今申し上げましたように、他との比較、要するに政府ベースの比較とはいって行政の仕組みが違う。そういう意味で私は比較する数字を持つてない。そしてまた、仮に強いて多過ぎるか少ないとは言えないと。それで、これは事務当局で結構でございますが、政府は、行革最終答申を受けて、二〇〇一年に総定員法を改正して新たに十年間で一〇%削減するといたしまして行革基本法が成立了。さらに小瀬総理が、お話を先ほどお読みでありますけれども、公務員の数を二〇%削減するという公約を掲げて総理になりました。そしてさらに、自自由合意によって二五%削減を決めております。

(理事大島慶久君退席、委員長着席)

あるジャーナリストは、まるでバナナのたたき売りみたいだとやゆされている。その時々の選挙対策や政局的思惑が先行して、いずれも理論的にはじき出された数字とはとても思えない、このように指摘されているわけですが、現在の定数を基礎に算出しますと、二五%削減いたしますと公務員定数は何人になるんでしょう。数を明らかにします。

○政府参考人(瀧上信光君) 公務員の二五%の数字でございますが、ただいま各省庁の国家公務員が八十四万五千人ほどございます。その中で郵政

関係が三十万人おりますので、この三十万人を除きました五十四万人の二五%ということで、十三万七千人が二五%で計算をした数字として算出をされるとお答えでございます。

○吉川春子君 ちょっと数がわかりやすいように表にしてまいりました。(図表掲示)

今お尋ねでございましたと、一番は、今担われている公務をちょっと量で示しまして、これを抱っている一番目の升が公務員なんですかれども、五十五万人で、郵政が三十万おります。そして、定員外、非常勤という形で今十三万人の公務員がいます。それからさらに、公務を委託されているという点で一番逆ですね、こっちの、こういう形になるわけです。

今お尋ねでございましたと、二五%削減いたしましたと、二五%削減いたしましたと、一番下の段になると公務員として抱くべき公務員が切離されます。独立行政法人が切り離されて一〇%削減しますと定員は四十一万、こういう數になつて、激減するということがおわかりいただけます。

○國務大臣(統調弘君) 今、吉川委員から、表を示して御質問がございました。

確かに今、公務員が五十五万人おられる。そして、その中の二五%削減は約十四万人だと。結果として四十一万になる。それで、公務に携わつておられる者はそのほかに非常勤やその他たくさんおられます。これが結果として四十一万に減るということは、それだけ国民に対するサービスが切り捨てられるんじやないかという御懸念も含めての御質問だと存じます。

何回も申し上げておりますように、我々は国民の皆様の税金で国家を運営しております。それで、その借金が何と地方、中央合わせて六百兆円を上回る勢いであります。

それはだれが一体解消してくれるのかといえば、やはりここにおいての一人お一人が責任を持つてこの国のありようを考える必要がある。そういう中で、国民の声はまさにスリム化してほしい、行政を大改革してほしい、そして将来に備えてほしい。その将来はまさに自由で公平でかつ活力のある社会にしてほしい。その要請にこたえるには、私は、何度も申し上げておりますように、行政の大改革イコール公務員の削減、これは避けられない事案だと存じます。

そういう意味で、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○吉川春子君 質問にお答えいただきたいのですが、定員外の職員を公務をきちんと担えるような身分にすべきなのではないかという質問をいたしました。

○吉川春子君 質問にお答えいただきたいんです。それで、文部省、厚生省、建設省それでお呼びしていますので、事務当局で結構ですが、定員の外でそれぞれの省の公務を担っている数を報告していただきたいと思います。それは非常勤と委託と両方、それをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(小野元之君) お答えを申し上げます。

文部省におきましては、本省の庁舎管理等のいわゆる現業的なものについて民間委託を実施しております。それから、国立学校等を含みまして、例えば非常勤の学校の教員という者もいるわけでございますが、この本省の業務関係委託については何人分というのがなかなか直ちには出ないわけになります。それから、文部省全体で非常勤職員の人数でござりますが、これにつきましては内閣全体の方針といたしまして閣議決定でこういう方向が示されておるところでございます。

○政府参考人(小野元之君) 二五%の削減の問題でございますが、これにつきましては内閣全体の方針といたしまして閣議決定でこういう方向が示されておるところでございます。

文部省といたしましては、この二五%が大幅縮小することは重々承知しておるわけでございますけれども、政府全体の中では事務事業のスリム化あるいはさまざま分野におきます行政改革を進める中で今後十年間にわたってさまざまな努力をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(宮島彰君) 厚生省関係でございま

○政府参考人(宮島彰君) 今御指摘の二五%削減の件は政府全体の方針として閣議決定されたものでございますが、今後、これに基づきまして次期の定員削減計画の策定等がこれから具体化されると思いますけれども、それを踏まえまして厚生省としても対応していくことになると思います。

○吉川春子君 文部省、厚生省にもう一言ずつ伺いたしますが、これは二五%の削減というのを具体的に算出しているわけですね。

○政府参考人(小野豊元之君) 先ほど来申し上げておりますように、大変厳しい内容でございます。

ただ、先ほどからの御答弁もございましたように、独立行政法人化、あるいはそういうことを踏まえまして全体の中で二五%を実現すべく努力をしていくふうに考えておるところでござります。

○政府参考人(宮島彰君) 政府全体として二五%の削減ということは閣議決定されますが、それを具体的な形で各省がどう取り組むかというのは、今後、次期の定員削減計画が策定されると思ひますので、それを踏まえて対応していくといふことになると思います。

○吉川春子君 建設省伺います。

さつきの九千人以上の業務委託、そして予算額が九百億ということですと、一人年間一千万の給料といいますか報酬になりますが、どうしてこんな委託をするんですか。

○政府参考人(小川忠勇君) 基本的には、いろんな業務量の増大部を行政責任あるいは行政判断を必ずしも伴わない単純な業務、あるいは補助的な業務というふうなものについて委託職員をお願いするというふうな考え方であります。

○吉川春子君 行政判断を伴わない業務を非常に高いコストで委託をしている、こういうことになりますね。

官房長官においていただきましたので質問をいたしました。

今お聞きになつておりますように、二五%の定

員削減については各省で積み上げて計算をしてこ

れが可能だという数字ではないということがはつきりいたしております。私は、そういう数字の根拠もなしに二五%の削減を閣議決定するというこ

とは非常に無責任ではないかというふうに思うんです。公務に支障が生じないというふうに言える

んでしようか。各省のヒアリングを十分行つた上でこういう数字が出されてきているのか、その辺はいかがですか。

○国務大臣(青木幹雄君) 吉川議員にお答えをいたします。

公務員の二五%削減の根拠がないというお話をございますけれども、私どもは行政の減量、効率化、そういうことは中央省庁改革の柱の大きな一つであるというよう認めをいたしております。

そのため定員については二五%の削減を閣議決定し、小渕内閣の公約としているところでございます。今後、全力を挙げて努力を続けていかなければならぬ問題だと考へております。

具体的には、各省庁の定員を少なくとも十年一〇%の計画的削減を進める、また二つには独立行政法人化による一層の定員削減を努める、増員の徹底した抑制を図るというようなことによつて二五%の達成を目指して頑張っているところでござります。

問題は、その削減によつてサービスが低下しないかという非常に大きな危惧が感じられるることは私も承知しております。しかし、それはいろんなスリム化をする、電算化をしていく、それからみんなが努力をしていく、また地方分権等に考えております。

そこで、国立公文書館について伺います。ここは、公文書を各省庁から移管させて歴史的文書として保管するという重要な仕事をしておりますけれども、国立公文書館の仕事はまさに国がみずから主体となつて直接実施しなければならない事務事業ではないことという要件がその中に一つあります。

そこで、国立公文書館について伺います。ここは内閣府に公文書館に関する制度に関する事務等政策の企画立案に係る事務を内閣に残すことにしておりまして、十分それでその用事は達せられるものと、そういうふうに考えております。

○吉川春子君 そうしますと、この明治以来の閣

しょう、しかし減らしていかなきやならない仕事もあるでしょう。そういうものも含めて、私ども

は、定員削減の中で国民の皆さんに迷惑がかかるないように、きちりしたサービスができるよう

な努力を今後続けていくことが一番必要じゃないか、そういうふうに考へております。

○吉川春子君 非常に重要な問題なので、この点について今も断片的には言われたんではけれども、國民のサービスを切り捨てない、大きく言えれば大変な問題だと思います。

行政サービスの低下につながらないように、そういう点の努力はする、こういうふうに受けとめておる努力ですか。

関係からいつても、公務員の削減が國民に対する行政サービスの低下につながらないように、そういう点の努力はする、こういうふうに受けとめておる努力ですか。

行政サービスの低下しないように心がけるのが私どもの務めだと、そういうふうに考へております。

○国務大臣(青木幹雄君) 定員削減を行つても國民に対するサービスが低下しないように心がけるのが私どもの務めだと、そういうふうに受けとめておる努力ですか。

行政サービスの低下しないように心がけるのが私どもの務めだと、そういうふうに受けとめておる努力ですか。

○吉川春子君 私たちは、今根拠を示しましたように、これは非常に無謀な定員削減であると思つておりますけれども、ぜひ國民の負担に直接つながらないように強く要求をしておきます。

それで、もう一つ統けて具体的な問題でお伺いいたしますけれども、独立行政法人の問題です。この独立行政法人の対象となる公務を三つの要件を挙げて法律で決めておりますけれども、国がみずから主体となつて直接実施しなければならない事務事業ではないことという要件がその中に一つあります。

そこで、国立公文書館について伺います。ここは内閣府に公文書館に関する制度に関する事務等政策の企画立案に係る事務を内閣に残すことにしておりまして、十分それでその用事は達せられるものと、そういうふうに考へております。

○吉川春子君 そうしますと、この明治以来の閣議決定とかマル秘の文書とか、こういうものは法

人の管理ではなくて直接国が責任を持つて保管し、その後の公開にも付していく、こういう仕事は独立行政法人には移さない、このように受けとめてよろしいんですか。

○国務大臣(青木幹雄君) 結構でござります。内閣において十分に管理をしていきたいと思つてい

うものは、政策の企画立案の機能と、いま一つは実施機能の分離という基本的な考え方方に立つて行つております。

実施機能の分離といふことは、公務の執行等に付され、実施部門の効率的な質の向上及び透明性の確保を図るものであることは御承知のとおりであります。

国立公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し利用に供する等の業務を行つております。

公権力の行使等に該当する事務事業には当たらぬものであります。また、独立行政法人制度の活用によつて効率的な運営が可能との判断から独立行政法人化したものでござります。

○吉川春子君 強度の権力の行使に当たる事務事業といえば警察とかそういうものになるわけで、非常に独立行政法人にする範囲がもう無限大ぐら

いに広がるわけです。それはもう一つの問題として後ほど伺いたいと思うのですが、官房長官、国立公文書館においてになつたことがあるかどうか行政法人化したものでござります。

○吉川春子君 公文書の公開、非公開の閣議決定など永久保存の重要な資料があるわけなんです。そして、まだ一般の公開に付されていない、こういうマル秘の資料も保存されているわけなんです。この資料をなぜ国が責任を持つて保存しないのですか。これを法人にどうしてゆだねるのですか。

○国務大臣(青木幹雄君) 公文書の公開、非公開の問題が絡んでいますけれども、私どもは内閣府に公文書館に関する制度に関する事務等

は、公文書を各省庁から移管させて歴史的文書として保管するという重要な仕事をしておりますけれども、国立公文書館の仕事はまさに国がみずから

主體となつて直接に実施しなければならない事務事業に当たるのではないかと思ひます。これを

なぜ行政から切り離して法人にゆだねるという、そういうことにしたのですか、お伺いします。

○国務大臣(青木幹雄君) 結構でござります。内閣において十分に管理をしていきたいと思つてい

ます。

○吉川春子君 そうですか。意外なお答えだったのです。

そういうものと国立公文書館に法人として管理させる文書と、二種類を分けるマルクマールはどこに求めたらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(青木幹雄君) 資料の維持管理等は公文書館において行いますけれども、それを公開するか公開しないかというようなものは国において考えていきたい、そういうふうな制度でございま

す。

○吉川春子君 私が伺っておりますのは、例えば閣議決定とかマル秘の文書とか、重要な歴史的な資料が多数国立公文書館にはあるわけなんですが、その管理をなぜ国自身がしないか。

非公開の判断ではなくて、その保存管理はまさに公権力をを使ってきちんと国でやるべき仕事ではないのですかということを伺っているんですが、そ

の部分についてどうされるんですか。

○国務大臣(青木幹雄君) 今、中央省庁等の改革の一環として、歴史資料として重要な公文書等を保存し及び利用に供するという実施業務を独立法

人化することによりましてより一層の効率化、利

用者サービス等の質の向上及び透明性の確保が図られる私どもは考えて、公文書館を独立法人に移行するということをございます。

○吉川春子君 ちょっと具体的な問題になりますので事務当局がおいでになつていたらそちらから答弁していただいても結構なんですが、今私が示しましたようなマル秘の外交文書とか明治以来の閣議決定とか、それに限りませんけれども、非常に重要な国家権力を行使したその何といいますか、痕跡といいますか、そういう公文書を国自身がこれは管理していく、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。事務当局、いらしていますか。

○政府参考人(佐藤正紀君) 総理府の審議官の佐藤と申します。

ただいま御質問のありました公文書の管理とい

うことでございますが、公文書館におきまして保

存をし閲覧に供するという事務につきましては独立行政法人に行つていただく、その保管の基準

でござりますとか各省からの移管の基準等を考え

ることにつきましては内閣府が直接行う、こうい

うふうに考えておるところでございます。

○吉川春子君 そうしますと、もう一度審議官に

お伺いしますが、今国立公文書館に保管をされて

いるすべての公文書、これは全部独立行政法人が

保管する、国が直接保管するものはないんだ、こ

のよう理解してよろしいですか。

○政府参考人(佐藤正紀君) 保管、維持管理につ

きましては、独立行政法人にゆだねることになり

ます。

○吉川春子君 外交資料館というものがもう一つ

国の機関としてあります。この外交資料館の資料

は、今回独立行政法人にはなつておりますんで、

国が保存することにしております。その重要度に

おいて私は違ひはないと思うのですが、なぜ一方

の外交資料館の資料は国が保管をし、そして国立

公文書館にあるよりたくさん資料は法人が管

理保存する、こういうふうに分けた対応をした

のでしょうか、その理由をお伺いします。

○政府参考人(河野昭君) 外務省をお呼びになつ

ていませんので、かわりにお答えさせていただき

ございます。

○吉川春子君 私は外交史料館を独立行政法人にせよと言つているんじゃないんです。逆なんです。

国立公文書館を独立行政法人にするのは全くおかしいと言つているんです。外交史料館の方を

国が保管し管理するというのは当然のことなんですよ。それをなぜよりたくさん的重要書類を持つ

ている国立公文書館の方は法人にしてしまうのが、その根拠を十分検討されて行つたことだと思います。

○吉川春子君 保管、維持管理につきましては、独立行政法人にゆだねることになります。

○吉川春子君 お伺いしますが、今国立公文書館に保管をされて

いるすべての公文書、これは全部独立行政法人が

保管する、国が直接保管するものはないんだ、こ

のよう理解してよろしいですか。

○政府参考人(佐藤正紀君) 国立公文書館につきましては昭和四十六年の設置以来、歴史的資料を

保存いたしておりますが、総理府にいたしましては、歴史資料として重要な公文書等を保存し及

び利用するという実施業務につきましては、独立行

政法人化することによりましてより一層の効率化

や利用者サービス等の質の向上が図られると考

えたことから独立行政法人化することに踏み切った

ものでございます。

○政府参考人(河野昭君) お呼びになつ

ていませんので、かわりにお答えさせていただき

ます。

今回、何を独立行政法人とするかにつきましては、もうこれは御承知のこととございますが、基

本法等の基準といいますのは、例えば、要するに

作業施設についてはどういうふうに物を考える、あるいは試験研究機関についてはどういう基準で

独法化するということです。

お尋ねの外交史料館につきましては、公文書館

と違いまして、そういう施設等機関ではございませんで、いわゆる内部組織であるということで今回

の検討の対象とはなっていない、そういう整理で

事情はよくわかりませんが、いろいろな基準に合

わせ、また現状を分析し、いろいろな立場から検討された結果出された結論であろうと、私はそう

いうふうに考えております。

○吉川春子君 私は、国立公文書館の問題につい

ては詳しいレクをしておりまして、十分に検討さ

れてゐるんだから、そこまで御回答がいただける

と思いますが、その御回答がないということは非

常に遺憾であると思います。

私は、この問題について、委員長、ここで留保

をいたしますので、きちっとこの回答を、外務省

なりどこでも結構でございます、今回は政府委員

を廃止したということでの初めての審議でござ

ますので、いろいろな問題もありましようから、この問題についてきちっと後ほど回答をいただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(吉川芳男君) 後刻理事会でお諮りして返事をしたいと思つています。

○吉川春子君 それで、独立行政法人は三年から五年の実施を見て十分に成果が上がらない場合は

民营化とか廃止とか、そういう方向も示されていますが、国立公文書館が実績が上がりないと

思います。いかがでしようか。

○委員長(吉川芳男君) 後刻理事会でお諮りして返事をしたいと思つています。

○吉川春子君 ちょっとまだ私はその答弁に納得

できないのです。

それで、官房長官が統総務厅長官か、どちらで

も結構でございますが、おかしいと思いませんか。同じ公文書で、同じ重要文書で、一方は国が直接管理します、一方は独立行政法人にします、これはおかしいと思われると思うんです。私は、

これはやっぱり国立公文書館という、非常に高度

の国家権力の行使をしたその記録を国自身が保管

するということをしないということの矛盾のあら

われではないかと思うんですねけれども、その点についてどうお考へなのか、官房長官が統長官か、

お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(青木幹雄君) 正直申し上げて詳しい

されていくんでしょう。

○国務大臣(統訓弘君) 御案内のように、例えば忙しいとき忙しくないとき、いろんな人員配置上の問題があるかと存じます。そういうときに適時適切に理事長が国民のサービス、利用者のサービスを図りながら対応できる、こういうシステムが今回も独立行政法人であります。

そこで、予算の問題についてのお話でございましたけれども、三年ないし五年間の中期目標を掲げて、その中で予算の見積もりがございます。今までは単年度主義で大蔵省の厳しい査定がございました。例えば紙一枚、極端な場合は鉛筆一本の、そういう査定までござります。しかし、今はそうではなくて、いわば三年ないし五年の枠の中で見積もりがされます。その見積もらえた予算が主務大臣と財務大臣との間で協議をされて、はい三年間これで結構、あるいは五年間これで結構ですと、そういう中で枠が決められますから、その三年ないし五年の中の処理として実は予算の配分が定められる。そういう意味では、私は大蔵前進した手法だと思います。

そしてまた、御指摘のように、忙しいとき忙しくないときのそういう対応も柔軟にできる、そしてサービスはちつとも落とさない、むしろサービスの向上につながる、そういう手法を理事長が図られる、こんな仕組みができるだけですかね、その仕組みを十分に生かしていただければと思います。

○吉川春子君 もう一つ、独立行政法人の行政機関ではないという問題に関して質問をしたいと思います。

それは、実は私は決算委員会で旧内務省の資料の提出を要求いたしましたところ、警察庁は内務省の資料は一切引き継いでいるという答弁でございました。その資料は実は警察庁の警察大学校から発見されまして、この二月に国立公文書館に移管されて八月に公開された、こういうものであります。この公開された警察庁の公文書なんですね

ども、目録だけで二冊になるものが警察大学校から発見されました。

第一次世界大戦が終了した直後、政府にとって都合の悪い文書が大量に処分されたということはもう公知の事実でございます。行方不明になつて

いる文書もまだ多いわけです。文明國の名譽にかけても再びこうすることを繰り返してはならないと思うんです。そういうことをしたら國の責務が果たせないとと思うのですけれども、それに類似するような扱いが絶対に起らぬといいう保証がこの機構の中で担保されるのでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) これは当然のことだと存じます。要するに、文書は國の命である、そういう意味では、今御指摘のような事案は絶対に起こしてはならないし、起らぬといいます。

○吉川春子君 そのシステムの中の担保はどういう形になつてあるのでしょうか。長官の決意はわかれますが、長官がずっと永久にその地位にお着きになつて居るのは思われませんので、そのシステム上の担保がなければならないと思います。そのことを説明していただきたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) 当然、公文書は公文書としての引き継ぎがございます。例えば、何年何月の閣議決定を公文書館の方に引き継ぎますというのには、内閣府から恐らくそういう一定の手続をされると想います。そういうのがちゃんとした引き継ぎ書の中に残り、そして文書は文書としてちゃんと保存され保管される、こんなふうに思います。具体的な、私自身がその衝に携わったものではございませんので、確たることは言えませんけれども、我々の経験からすれば、当然のことながらそういう保存文書というのは厳しい引き継ぎを経て永久保存される、こういうシステムになると思います。

○吉川春子君 システムになつて居ると思いましてか確信をしていますとかいう答弁は、善意は感じます。

じますけれども、それはだめなんです。法律の何条で、機構の何条でそうなつてあるかということをお示しいただきたい。事務当局でも結構でござります。

○政府参考人(河野昭君) これは、これ自体法律事項ではございませんが、各省庁は当然その文書理されずに、終戦直後のようなことは二度と再び起こつてほしくないことですけれども、それに類似するような扱いが絶対に起らぬといいう保証がこの機構の中で担保されるのでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) これは当然のことだと存じます。要するに、文書は國の命である、そういう意味では、今御指摘のような事案は絶対に起こしてはならないし、起らぬといいます。

○吉川春子君 答弁が非常に不十分です。情報公開法の中でそういう仕組みができたんでしよう。

○政府参考人(瀧上信光君) ただいま御指摘のありましたように、情報公開法の中に行政文書の管理に関する定めの規定が設けられました。そして、この法律で行政文書の適正な管理についての基本的な事項を定めるとともに、情報公開法に基づく情報公開法施行令によりまして、行政文書の分類、それから作成、保存、廃棄に係る共通的な事項については政令でルール化をするというふうなことが法律で規定をされているところでござります。

○吉川春子君 ちょっと不十分ですが、先へ進みます。

実は、さつきのこの旧内務省の資料なんですがれども、私はこれがないはずはないということをききました。警察大学校にあるということをある書物で突きとめまして、警察庁を呼んで、そこにあるんだから探してほしいということを国会の質問で繰り返しやりました。警察庁の話によると、休日も返上して探して、そしてこれが見つかった。これには特高月報であるとかあるいは外事警察報であるとか、非常に貴重な資料があるわけです。しかし、その行方がわからなかつた、その場合に、警察庁は国の機関ですから、それは呼んで探せ

と、国会としてチエック機能を發揮してそういうことが要求できただけなんです。

今度、独立行政法人になつてそういう問題が万発生したときに、独立行政法人の担当者を委員会に呼んで探しなさい、おかしいじゃないか、こいつことを直接私が追及することはできます

か。

独立行政法人の仕組みについて、この件についてお伺いいたします。

○国務大臣(統訓弘君) 独立行政法人には主務大臣がおられます。したがつて、国会の、要するに國權の最高機関としての議員は当然のことながら委員会に参考人なりいろんな形で質問もできるし資料の照会もできると私は思います。

それで、同時に、主務大臣を通さなくとも直接場合によっては独立行政法人の担当を呼んで、調査権があるわけですから調査をして差し支えない、こんなふうに思います。

○吉川春子君 まず、主務大臣というのは公益法人、財團法人、社團法人、全部主務大臣がいるわけですが、それぞの法人で不祥事が起つたからといつて、各主務大臣の責任になんてなるわけないんで、なるものもありましまよけれども、問題

なのは、こういう問題が起つたときに、法人の具体的な人を参考人という手続をとらずに直接、行政庁の各局長や何かのよう呼んで国会で追及できるのですか、そういう行政機関と同じような関与を国会は独立行政法人に対してもできるのですかと、このことを伺つて居ます。いかがでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) 委員会の一一定の手続があれば、私は当然できると思います。

○吉川春子君 そのときに、例えば商工ローンの社長を呼ぶ、そういうような参考人手続で呼ぶということではだめなんですよ。これは、もう大変難しい手續がありますし、各党の合意もあります。しかし、国の行政機関と同じように各局長、例えば警察庁を呼ぶように国会へ隨時呼んで、そしてその業務について追及したり監視、監督した

り、そんなことができるんですか。仕組みどうですか。そうなっていますか。

○国務大臣(統訓弘君) それは、私は当然できると思います。というのは、例えば吉川春子議員がちょっと部屋に来てくれ、こういう事案を自分は疑問に思っている。これをただしたいと。これはもう当然のことだ。呼ばれる職員なり、職員もそろでしようけれども、上司なりなんなりどんどんお呼びいただいて結構です。

○吉川春子君 そうですか。大臣がそういうふうに答弁されたということは記憶に強くとどめています。

そういたしますと、先ほど来の答弁を聞いておりますと、まず独立行政法人になつても国民のサービスは低下しない、むしろよくなる。予算も出し、予算の使い方ももっと柔軟になる。そして、国の公文書の保存、保管も今なかなかうまくいっていないんですよ、長官。でも、もつとよくなるという答弁でした。そういう仕組みもできるという答弁でした。そして、直接国会がそれぞれの独立行政法人の担当者を呼んで国会のチェック機能を発揮して、委員会でも追及できるんだと、こういうお話をしました。

そういたしますと、何のために独立行政法人にしたんですか。行政機関と同じじゃないですか。だったら、わざわざもうこの国会に何回もかけて大変な思いをしてこんなに積み上げて法案をつくって独立行政法人にするという意味がどこにあるんでしょうか。お答えください。

○国務大臣(統訓弘君) 何回もお答え申し上げましたように、独立行政法人の妙を生かしてこの運営をされば、国民の御期待にこたえられるようなそういう仕組みをつくったわけですから、でき上るわけですから、それを大いに活用していくだく。そして、国民監視の中で今申し上げたようになります。完全の役割を果たしていくだく。私どもはそのことを期待しているわけです。

そういう意味で、何回も申し上げたように、運営はガラス張り、そして成果もガラス張り、そん

な中で予算の効率的な効用、そして国民に対するサービス、それらも十分監視していただければと思います。

○吉川春子君 終わりますが、ちょっと一言。もう時間がなくなりましたけれども、それだから行政機関のまま残しておけばいいじゃないですか。大騒ぎをして独立行政法人をつくる意味がどこにあるのか、そのことを最後に指摘して、質問を終わります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめて。

○委員長(吉川芳男君) 速記をお願いします。

○委員長(吉川芳男君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中央省庁等改革関係法施行法案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の各案審査のため、本日の委員会に内閣総理大臣官房審議官佐藤正紀君を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、阿南一成君が委員を辞任され、その補欠として山下善彦君が選任されました。

○谷本魏君 初めに、評価委員会がどんな形で運営されるかについて伺いたいと存じます。

各省に評価委員会が置かれることになりまし

ざいます。それにまた、水産の分野があり、林野の分野がある。非常に多岐にわたっております。

それだけに、こうした多岐にわたる専門分野の業績評価をどうやって行うのか。公正な評価と透明度の高い評価を確保する上でも多数の専門家と関係者の参加を必要とすると思います。そういう点では、部会とかあるいはまた分科会方式をとらえるといったようなことも必要かと存じますが、その規模並びに委員選定基準と、どんな運営を想定しているかについて伺いたいと存じます。

○政務次官(谷津義男君) 先生御指摘のとおり、農水省のこの評価委員については多岐にわたるということを十分に承知しております。

独立行政法人の評価委員会は、独立行政法人の各事業年度及び中期目標期間における業務実績の評価を行いますとともに、独立行政法人に対しまして業務運営の改善その他勧告等を行うことができるというふうにされております。

独立行政法人評価委員会の委員は、外部の有識者のうちから主務大臣が任命することになつておりますが、客観的で公正な評価が実施できるよう適材適所の委員を任命することが大事ではなかろうかというふうに考えておるわけであります。その際、業績評価を適正に行なうためには、先生御指摘のとおり専門家を含めて適切に対応していくことにしていただきたいと考えております。

○谷本魏君 私、もう少し具体的な話を聞きたかったのであります。そうした具体的な委員の選考基準、これについては一応の話が今抽象的に出てきましたけれども、運営の仕方等々についてお決めるのはいつごろお決めになりますか。

○政務次官(谷津義男君) この点につきましては政令で決めますので、いま少しお待ちをいただきたいと思います。

○谷本魏君 省庁再編成とエージェンシー化、これは初めてのことなんです。評価委員会を設けるというのは、これは非常に私は画期的だらうと思うんです。運営の仕方いかんによつては、いろいろ問題が出てくるはずなんです。それだけに、こ

れは政令で決めますということだけじゃなしに、あらかじめ大体こういうふうな見当でやつていきたいぐらいのことはやっぱり国会の場の中に出していただきたいと思うのです。総務庁長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) 谷本魏委員は、長年農政に携わってこられました。それだけに、今御質問の農政に関するいろんな思いがあると存じます。そこで、具体的な評価委員会の問題についてござりますけれども、やはり農政に明るいそういう人たちが評価の衝に当たられるということは、私は当然だと。そういう意味では、有識者の中に農政関係者は当然入つてくる、私はこんなふうに思います。

○谷本魏君 それと、総務庁長官、この構成の問題についてでありますけれども、構成の中に関係者がいることで例えば労働組合の代表ないしは労働者の代表といいましょうか、そういうふうなものも私は入れるべきではないかと思うんです。

といいますのは、この場合の評価というのと労働条件が強くかかわる場合が生じ得る可能性が極めて大きいということがあつてのことになります。評価を上げるために過酷な労働条件を強いるといふような場合なしとしませんね、今までの場合にはもう理事長が絶大な権力をを持つということになつてくるわけですから。

そういう意味では、その構成の中には労働問題に詳しいといいましょうか、私は当該労働組合の代表が一番いいと思いますけれども、そういうものも入れるということ、これは想定すべきではないかと思うんだが、いかがでしよう。

○谷本魏君 この問題につきましては衆議院の特別委員会でも議論がされました。そこで、私はそのときに、委員が今御指摘のございましたように、関係者の中にはやはりそういういわば職場の練達の方、そういう意見を伺うということも必要だ。こういうふうにお答えいたしました。当然であります。

○谷本魏君 次に、谷津総括政務次官に伺いたい

のであります。評価の際の期間のとり方の問題についてであります。

評価は三ないし五年に行うということになつておりますが、この期間というのは一律に適用していかれるのであります。

といいますのは、農林水産省の関係であります

といふと、例えば種苗あるいはまた花木の育種などについて言います。というと、これはもう五年か

ら十五年、御存じのように時間がかかるんです

ね。最近は米の新しい品種の開発というのはスピードが上がるようになつたとはいつても、石垣島あたりで一年三作がやれれば、それでもやつぱり五年から六年かかりますね。

そういう状況からすると、どうも三一五年といふことについては無理が生ずる場合があり得るんじゃないかというふうに思うのですが、その点ど

うお考へでしょ。

○政務次官(谷津義男君) 先生のおっしゃるとおり、農林水産省関係の試験研究機関、品種の育成

のよう長期間を要することは御指摘のとおりであります。それだけではなくしてリスクも高いといふことは、おっしゃるとおりでございますのでよくわかつております。

同時に、その時々の情勢に応じた対応が求められるという面もあります。品種の育成のような長期的な取り組みが必要であるものにつきましては、段階的な達成目標を定めなきゃならぬ。その段階での評価を行うことによって適切な研究の推進ができるのではないかというふうに考えております。

今後とも、農林水産関係の試験研究機関につきましては、独立行政法人制度の特徴を生かしまして基礎的、長期的な取り組みを含めた適切な試験研究の実施が図れるように、先生の意を十分にはかりまして対応していきたいというふうに考えております。

○谷本魏君 そうしますと、この場合の三ないし

五年というのは、あくまでも評価、それも中間的ないう意味も含めた区切りとしてのものでしか

ない。つまり、これによつて業種ごとの特性評価というのが阻害されることはないというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○政務次官(谷津義男君) おっしゃるとおりでござります。

○谷本魏君 独立法人の活性化について総務庁長官に伺いたいと存じます。

○政務次官(谷津義男君) おっしゃるとおりでござります。

○谷本魏君 独立法人の活性化について総務庁長官に伺いたいと存じます。

を定められ、そしてそれが確実に実行されたかどうかという責任を問われます。そういう意味では

いうことになる可能性だつてあり得るんじやない

のか。でありますから、スタートのときからこの

辺のことについては、例えば労働組合の結成なら

結成というのをきちんとやつぱり保障していくと

いたようなこと等が伴つていかなれば運営は私はうまくいかないと思うんです。いかがでしょ

ります。

しかし同時に、国民の期待にこたえてちゃんと

した十全の機能が果たせるためには、今御指摘の

ように、働く人たちとの間の協調は、これは当然必要であります。そういう意味では、内部でいろんな議論をしていただき、そして経営の議論もし

ていただくということは私はあつてしかるべきだ、また、むしろそれがあるべきだ、そして国民

の期待にこたえられるようそいう独立行政であつてほしい、こんなふうに思います。

○谷本魏君 そうしますと、長官、職員の皆さん

と理事者の間で自由な話し合いができるようなそ

ういう一つの制度的なものといいましょうか、それは考えることはできませんか。

○谷本魏君 それは、理事長あるいは

理事、監事等々、そのいわば経営の衝に当たられる方が谷本委員の今御指摘のような仕組みをお互いに考えられてしかるべきだと思います。

○谷本魏君 先ほど申し上げておりますよう

に、理事長が絶大なる権限を持つ、その反面、理

事長の責任もまた重くなる、これは長官の御指摘のとおりであります。

そういうふうになつてきますと、これは運営

協議会のようなものをつくるのもいいといふことには、段階でいく、これをきつとやつぱり実行していく、これが一つあります。それからもう一つは、理事長の権限が非常に絶大になつてくるわけですから、それとのバランスをとるという意味も含めて運営協議会のようなもの可能性というのは私は大きいと思うんです。

○谷本大臣(統訓弘君) 確かに理事長は大変な権能を持たれます。しかし同時に、結果責任、厳しく結果を問われます。三年ないし五年の中期目標

的にいいますと、労働組合さえ結成できないと

いうことになる可能性だつてあり得るんじやない

のか。でありますから、スタートのときからこの

辺のことについては、例えば労働組合の結成なら

結成というのをきちんとやつぱり保障していくと

いたようなこと等が伴つていかなれば運営は私はうまくいかないと思うんです。いかがでしょ

ります。

○谷本魏君 この独立行政法人にはい

わば団体交渉権というのがあるわけです、国家公

務員と連いまして。そういう意味では、今御懸念

のような事態は私は、そういういわば協議が行わ

れるような仕組みになつておりますから、それと

同時に自分たちの命にもかかわるわけですね。例

えば、業績が上がらない、そして国民はもやそ

の法人は必要でない、こういうことになれば自分

たちが職をなくするわけですから、そういう意味

では、経営者も労働人たちもお互いにいかにして

効率的な運営をし、そして国民の期待にこたえら

れるような業績を上げるかということに専念をす

るわけですから、当然のことながらお互いに話し

合いをするという場があるし、また当然だと私は

思います。

○谷本魏君 特定独立行政法人の新規採用の方について伺いたいと存じます。

特定独立行政法人に移行しました後の新規採用

というのは、採用される者は一般職国家公務員の身分ということになるわけですね。

それに、もう一つ考えておかなきやならぬのは、特定独立行政法人と國の機関との人事交流も

これはあり得るわけであります。ということを考えたとき、特定独立行政法人の採用は、理事長の独断でもつて縁故採用をやるとかあるいはまた

恣意的採用をやるといったよなことは、これはもう絶対避けられないわなきやならぬということになるわけであります。

そのためには、この場合の採用というのは、國家公務員試験合格者の中から採用するとか、ある

いはまた採用の彈力化を図つていいこうというので

第二十一部 行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第三号 平成十一年十二月三日 [参議院]

あるなら、その採用については特定の者に限定をしていくといいましょうか、そういうふうな方法というのが講じられなければならないと思うのです、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) 新規採用に限っては、今御指摘のように、私は国家公務員の試験を受けて合格した中から、一定の名簿がありますので、その中からその事務事業に適した人を採用するというのが非常に公平だと存じます。

ただ、中途採用の場合、やはりその事務事業に、例えば研究機関はどうしてもその研究者が必要であるといったときの対応は、やはりその専門性等が生かされる人材であるべきであるし、またそういう人材であれば、理事長の選考といいますか、理事会の中のちゃんと選考基準を設けた公平な人事採用方式をとつて採用した方がよろしいんじやなからうか、こんなふうに思います。

○谷本巖君 そうしますと、ちょっと気になりますのは中途採用の場合ですね。これは理事長の判断でやつていくことになるわけでありますけれども、基準というお話を出てまいりましたけれども、これはきっちりとした基準というのを設けるということでござりますか。

○国務大臣(統訓弘君) 人事はとにかく広く門戸を開いて公平でなければなりません。そんな意味から、今中途採用のお話をございましたけれども、例えは一定の研究者であつて、その研究に対してはこれが不足をしている、こういう人材が不足しているそれを公に募つて、そして選考基準を設けて選考して採用する、こういうシステムをなふうに私は思います。

○谷本巖君 独立法人の中でその基準をつくるというお話をありますけれども、この場合の基準について、役所の側は何ら管理はしないんですか。

○国務大臣(統訓弘君) それは関与をいたしません。

○谷本巖君 長官、ちょっと私心配になつてきた

んですよ。それは、長官は長いこと都の副知事をしていますが、そのお詳しい方が基準については法人任せとうのは、これはちょっと聞き捨てならないという気がしてならないんです。

ここでのところの採用のあり方が一步ルーズな形になつてきますというと公務員制度は維持できません、もちろん。それだけの重要な意味を持つていますから私しつこく伺つておるんです。

○国務大臣(統訓弘君) 今申し上げたように、人事は公平で透明で、かつ能力のある人でないと採用できないわけです。

○国務大臣(統訓弘君) 今申し上げたように、人事は公平で透明で、かつ能力のある人でないと採用できませんけれども、中途採用の中である特定の研究者に対して私は私見を申し上げたんです。

というのは、確かにある研究所でこういう研究をしておる、その研究者が足らないといったときに、大学からあるいは民間の研究者に門戸を開放するというルールをつくる。そのルールは、今申し上げたように独立行政法人の中でもちゃんと御指摘のような仕組みをつくつて、公平に採用できるようなそういうシステムをつくるべきだ、こう申し上げているわけです。

ただ、おっしゃるように、いろんな大量の中途採用があるとすれば、これはまた問題が、私が言つているのはある少数の研究者に限つての私見を申し上げたわけです。

○谷本巖君 そうすると、その辺のところはかなり限定期に厳密に、そして基準も設けてやつていいく、長官、こういうことでよろしいわけですね。

では、先へ進ませていただきます。

次に伺いたいのは、独立行政法人の運営費に関してであります。

試験研究分野などの研究費の積算が非常に困難なものが多いですね。例えは、私どもが知つてゐる例で申し上げますと、大蔵省の査定でさざいまして、このたび行政改革の総元締めに御就

の仕方になつております、定額です。

そうしますと、これから先の問題ですが、どのような措置を講じてやつていかれるのか、その点どうかということと、また他の省庁や民間機関からの委託研究、その研究費はどうなるのでありますか。

○政務次官(持永和見君) 御指摘の独立行政法人の予算措置につきましては、実は今の各行政機関の予算のやり方と違いまして、中期計画をもとにして、それによつてあらかじめ中期目標期間中の中期計画の予算の大枠は決めるということにしております。

この方式に二つありますて、全体としての事業を決める、あるいは各年度のルールを決めるという二通りのやり方があります。それは、独立法人あるいは各省大臣が大蔵省と折衝の上でどちらかを決めまして、その中で交付金が決まりましたら、それは渡しきりになります。渡しきりということがあります。

この方式に二つありますて、全体としての事業を決める、あるいは各年度のルールを決めるという二通りのやり方があります。それは、独立法人あるいは各省大臣が大蔵省と折衝の上でどちらかを決めまして、その中で交付金が決まりましたら、それは渡しきりになります。渡しきりということがあります。

ただ、おっしゃるように、独立行政法人の中でも、あるいは各省大臣が大蔵省と折衝の上でどちらかを決めまして、その中で交付金が決まりましたら、それは渡しきりになります。渡しきりということがあります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでございます。それは、類似業務につきましては、その当時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

思つておるわけでございまして、その御活躍に期待いたしたいと思います。

そこで、行政改革の今の現状でございますが、私は、まんじゅうの皮ができたばかりでございまして、あとどういうあんこを詰めるかというのはこれから作業ではないかと思うわけでございます。テレビのドラマではございませんが、扇屋一心堂のおかめまんじゅうのようなおいしいまんじゅうになるのが、私は食つたことがないからわかりませんけれども、広島のもみじまんじゅうも大変おいしいわけでござりますが、あるいは単なる駄菓子になるのか、そういう分かれ目のときだと思うわけでございまして、御手腕に大変期待いたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

時八十六、八十九とも言つておりますけれども、そういうたたずまいは、その事業の中身をいたしたいと思うわけでござります。

そこで、私はさきの行政特別委員会におきまして幾つか質問をした中で、独立行政法人の統合の問題について御質問を申し上げたわけでござります。それは、類似業務につきましては、その当

やはり大ぐくりになつておるといふこともあるわけでござります。そういう面では私は評価いたしたいと思うわけでござりますが、しかし、いろいろまたこれらの法人の中身を見まして、まだだ統合しかつ効率化するような単位にするものがあるのではないかと思うわけでござります。

○国務大臣(続訓弘君) 菅川委員は長年國におられました、同時に県の要職を務められました。その意味では、役人がどんな思いでこの問題に取り組み、そしてただいま御指摘がございましたように、八十九の中の八十六から五十九に統り込んだかといふその手法も恐らく御存じだと存じます。いろんな議論を踏まえての私は五十九法人への集約だたたと思います。

その意味では、確かに御指摘のようにもつともっと踏み込むべきこともあると存じますがれども、いずれにいたしましても、この独立行政法人を各省からスムーズに発足をさせる、これが私は第一義の課題だった、その課題をやつと果たして今回の法案提出までこぎつけた、こういうふうに思います。

したがつて、これはまだこれから、例えば先ほど来申し上げていますように、国民監視の中で業績がどう評価されるのか、同時に国会でどういう御議論がずっと引き続きあるのか、そういう中でぜひ御理解をし、また厳しく指摘をしていただきたい、こんなふうに思います。

○菅川健二君 私は教育行政について経験がございますので、教育行政の面で、若干その面について具体にわたりまして文部次官に質問させていただきたいと思います。

国立青年の家と少年自然の家がそれ別々の独立法人になつておるわけでござります。これはもとより名前のとおり対象者は年齢的に違うといふことはあるわけでございますが、青少年の健全育成という面におきましては同じフィールドにな

るわけでございまして、こういったものについてもやはり統合することにより、より効率化していくといふことが適当ではないかと思っておるわけだと思いますが、その点についていかがお考えでどうお聞きいたしたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) お答え申し上げます。菅川委員は広島県の教育長でいらっしゃいましたし、あそにはまた江田島の青年の家もあるわけでございまして、よく御存じのとおりであります。

本件につきましては、どのような形で仕分けるか。もちろん、委員今御指摘のように一つにできなかいか、こういう議論もあったわけでござります。その中で、国立青年の家と国立少年自然の家を統合したらどうかという意見に対し、事務事業の性格、活動内容大きくくれば青少年の健全育成いうことが言えるわけでござりますが、しかし、国立青年の家を利用して、またこれを支援しているのは青年団等の地域の青年リーダー組織でございまして、社会教育指導者等の社会人が主にこれを利用し企画し、そしてまた自己研さんための研修会等を持つておる。非常に社会教育的な価値が高い利用価値が高いということがあるわけです。一方、国立少年自然の家の方は対象者が小中学生でございまして、学校教育に主にこれを使っておる。非常に社会教育この仕分けの仕方についても、いわゆる社会教育面からの国立青年の家と、それからいわゆる学校教育としての少年自然の家といふ、そういう形態がどう評価されるのか、同時に国会でどういう御議論がずっと引き続きあるのか、そういう中でぜひ御理解をし、また厳しく指摘をしていただきたい、こんなふうに思います。

○菅川健二君 文部次官が来ておられますので、ひつまた違った観点からの質問をさせていただきますけれども、やはり国会がちゃんとした見識を持つて見守っていただきたい、そしてどんどんどともあります。その意味では、重ねて申し上げますけれども、やはり国会がちゃんとした見識を持つて見守っていただきたい、こんなふうに思いますが、

○菅川健二君 文部次官が来ておられますので、午前中以来、評価という問題が出ておるわけでございまして、独立行政法人というのは何と云いながらも、それでもコストベネフィットといいますか、そういった面で効率的に運営していくというメリットがあるわけでござります。そういう面では全く素人ではござりますけれども、こういった美術館とか博物館とか文化施設につきまして、たしか

人の心にどの程度感銘を与えたかということについては計量的に測定できないわけでございまして、計量的に測定できない文化施設におきましては、その点についていかがお考えでどうお聞きいたしたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) お答え申し上げます。菅川委員は広島県の教育長でいらっしゃいましたし、あそにはまた江田島の青年の家もあるわけでございますが、その点についていかがお考えでどうお聞きいたしたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) お答え申し上げます。菅川委員は広島県の教育長でいらっしゃいましたし、あそにはまた江田島の青年の家もあるわけでございまして、よく御存じのとおりであります。

本件につきましては、どのような形で仕分けるか。もちろん、委員今御指摘のように一つにできなかいか、こういう議論もあったわけでござります。その中で、国立青年の家と国立少年自然の家を統合したらどうかという意見に対し、事務事業の性格、活動内容大きくくれば青少年の健全育成いうことが言えるわけでござりますが、しかし、国立青年の家を利用して、またこれを支援しているのは青年団等の地域の青年リーダー組織でございまして、社会教育指導者等の社会人が主にこれを利用し企画し、そしてまた自己研さんための研修会等を持つておる。非常に社会教育的な価値が高い利用価値が高いということがあるわけです。一方、国立少年自然の家の方は対象者が小中学生でございまして、学校教育に主にこれを使っておる。非常に社会教育この仕分けの仕方についても、いわゆる社会教育面からの国立青年の家と、それからいわゆる学校教育としての少年自然の家といふ、そういう形態がどう評価されるのか、同時に国会でどういう御議論がずっと引き続きあるのか、そういう中でぜひ御理解をし、また厳しく指摘をしていただきたい、こんなふうに思います。

○菅川健二君 文部次官が来ておられますので、ひつまた違った観点からの質問をさせていただきますけれども、やはり国会がちゃんとした見識を持つて見守っていただきたい、こんなふうに思いますが、

○菅川健二君 文部次官が来ておられますので、午前中以来、評価という問題が出ておるわけでございまして、独立行政法人といふのは何と云いながらも、それでもコストベネフィットといいますか、そういった面で効率的に運営していくというメリットがあるわけでござります。そういう面では全く素人ではござりますけれども、こういった美術館とか博物館とか文化施設につきまして、たしか

そこで、現時点では、その具体的な評価方法がいかにあるべきかということは、国立博物館・美術館に関する懇談会というのを、まさに美術・博物館等に関する専門の方々に委員をお願いいたしまして、実はこの十月一日現在、そういう方々に懇談会に入つていただいて今議論を、検討を行つていただいております。

そして、特に評価につきましては、その中でも国立博物館・美術館に関する懇談会の評価等に関するワーキンググループを設けまして、いわゆる

これら幾つかをそついた面で将来的に統合することによってより効率化を図つていくという法人も他の分野でも見られるわけでござります。その中で、国立青年の家と国立少年自然の家の法人のあり方について見直しをよろしくお願ひいたしたいと思います。

○国務大臣(続訓弘君) 菅川委員の御指摘はごもっともであります。その意味では、重ねて申し上げますけれども、やはり国会がちゃんとした見識を持つて見守っていただきたい、こんなふうに思いますが、

○政務次官(河村建夫君) 菅川委員御指摘のとおり、美術館・博物館の評価というのはなかなか私も難しい問題だというふうに実感をしておりまます。しかし、こういう形で独立行政法人化するわけでありますから、いわゆる業務の主務省に設置される独立行政法人評価委員会が業務の実態の全体について総合的な評価もいたすわけでございまして、評価に当たりましては、他の独立行政法人とは違ったやはり観点が重要ではないかと思うわけでございますが、この点についていかがお考えでどうお聞きいたしたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) お答え申し上げます。菅川委員御指摘のとおり、美術館・博物館の評価は、その中における評価委員会がこれを評価しなきやならぬ。これは国立美術館・博物館、芸術あるいはその他の文化の振興の国民的財産であります文化財、この保存・活用を図るという目的でございます。それから、いわゆる美術・芸術の振興という、それぞれの両方に特性がござります。その特性を踏まえて評価をしなきやならぬわけでございます。

○菅川健二君 そこで、現時点では、その具体的な評価方法がいかにあるべきかということは、国立博物館・美術館に関する懇談会というのを、まさに美術・博物館等に関する専門の方々に委員をお願いいたしまして、実はこの十月一日現在、そういう方々に懇談会に入つていただいて今議論を、検討を行つていただいております。

そして、特に評価につきましては、その中でも国立博物館・美術館に関する懇談会の評価等に関するワーキンググループを設けまして、いわゆる

英國におきますエージェンシーにおきましてもこういったものは除外されているやに聞いておるわけでございますが、評価というものが非常にコストベネフィットの論からしますと難しいわけでござりますね。

○菅川健二君 くくる場合に、大ぐくりにするのか、中ぐくりにするのか、小ぐくりにするのか、それはいろいろあるかと思いますけれども、今年自然の家については全国十四施設を一つずつの法人にくついていた、こういうことでございました。

○菅川健二君 そこで、現時点では、その具体的な評価方法がいかにあるべきかということは、国立博物館・美術館に関する懇談会というのを、まさに美術・博物館等に関する専門の方々に委員をお願いいたしまして、実はこの十月一日現在、そういう方々に懇談会に入つていただいて今議論を、検討を行つていただいております。

そして、特に評価につきましては、その中でも国立博物館・美術館に関する懇談会の評価等に関するワーキンググループを設けまして、いわゆる

に非常に重要な問題でありますだけに慎重な検討の上に立つて評価をやつていきたい、このように考えております。

○菅川健二君 ゼビこの独立法人ができることによつて文化の振興が阻害されるというような逆の結果にならぬよう、評価基準の策定に当たっては十分な御配慮をお願いいたしたいと思います。

それでは文部次官、お忙しいようでございますので、どうぞ。ありがとうございます。

そこで次に、行政の効率化の観点から見ますと、やはりもう一つはスリム化ということがどうしても課題にならうかと思うわけでございます。

この点についても先ほど来議論になつておるわけでございますが、私は公務員の二五%削減につきまして前の太田長官とも随分この席とか予算委員会でやりとりした経験があるわけでございますが、先ほど長官と福山委員とのそのやりとりにつきまして私大変関心を持つて聞かせていただいておつたわけでございます。

若干確認させていただきたいのは、太田長官との間で私が意見の相違を持ちましたのは、二五%削減といふのは五十五万人体制の中の二五%で、十四万人を減らしていくんだと。これが、十四万人減らす減らし方の中で、そのかなりの部分といふのは、少なくとも半数以上の部分については独立行政法人化することによって定数の枠外に入ると。もう一〇%近くはそれによつて減っていくんだと。自然に減つていくんだと。これにさらに国立大学でも入れちゃいますともうほんと満度に近くなつちやうわけでございまして、その他残されたものについては従来の一〇%削減といふ、もちろん伴といふのは着実にやるけれども、事実上そういうことによつて達成されるんだという話をお聞きいたしたわけでございますが、先ほどの長官の話によりますと、十四万人といふのは実質的に純減をしたいということを申されたように思つたわけでございますが、その純減といふのは独立行政法人に移管したその人員を含めて純減といふふうに確認させてもらつてよろしくうございま

しょうか。その辺、お答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(統訓弘君) 小渕総理が国民の皆様に公約をしたのは公務員の二五%減です、純減を目指しますと、こういうお約束をされました。受け取る国民の側からすれば、公務員が完全に十四万人減る、削減される。削減といふのは純減だ、こ

ういう思いでおられると思います。

しかし、先ほど私がお答え申し上げましたよう

に、五十五万人の中の二五%、十四万人を減らす

ということは、もう本当に菅川委員御自身の御経験からしても至難のわざであると私は思います。

にもかかわらず、これは公約である。そういう意味では、独立行政法人化する五十五万人を含め私は十四万人の純減目指して努力をしなければならない。課せられた課題は大変大きいし、それにはみんなが本当に総論賛成各論反対でなくして一致協力ををして目標す行政の効率化、仕事減らし、スリム化等々をやらないとこの目的は達成しない。

答えになつたようなならないような、私自身もじくじたるものがありますけれども、いずれにいたしましても、純減十四万人を目指して努力をするということは小渕総理の公約であります。そのためには、純減十四万人を目指して努力をするとしても、純減十四万人を目指して努力をする

ということは小渕総理の公約であります。そのためには、純減十四万人を目指して努力をする

ということは小渕総理の公約であります。そのためには、純減十四万人を目指して努力をする

ということは小渕総理の公約であります。

○菅川健二君 長官のお気持ちのうちといふのはよくわかりますので、先ほども話がございましたように、私も長らく役人をやつておりますの

で、二五%といふ数字がいかに重いかということ

の体制、現在のそれぞれの施設、機関で持つておる人員からしますと、管理職がふえるんではないかというおそれを私は抱くわけでございますが、こういった点、管理職が従来よりふえるということはやはりどうしても避けなければならぬと思つてございますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) 菅川委員まさに御指摘がございました。それは国民の声だと私は思ひます。

特殊法人が天下りの温床になつてゐる、非効率的である、そしてまた透明性に欠けている、そ

ういう批判の中で独立行政法人化をされるわけですから、それが同じよう天下りのいわば受け皿にならぬことは避けねばならない。その意味

で、確かに二百八十八人ですか、今御指摘のよう規定上は上限としてございます。しかし、でき

るだけ今御指摘のような過大な役員構成にならぬよう努めることは当たり前の話なんですね。

ただ、監事二人といふのは、これは必要な機関なんです。そういう意味では、これが常勤である

か非常勤であるかは別として役員の中に入る。理事長はどうしても一人は要る。ただ、理事を常勤

にするかしないかといふことはこれから理事長がお決めになることでござりますけれども、やっぱり自分の体力の中でお決めになると思います。そ

ういう意味で、今御指摘のような過大にならないような努力は主務大臣としても当然私はなすべき

ことだと存じます。

○菅川健二君 今の体制におきましても、御案内

のよう、大体美術館なら美術館が、館長がおつて次長がおりますと、館長を理事長にして次長を

理事にすれば現体制になるわけですね。ただ、御指摘のように、監事が二人いると、一人は外部の監査ですからこれは構わないとして、もう一人はど

うしても置かなくてはならないという場合も、大変小ぶりの機関ですと専任で置くと暇でしようがないという感じがするわけでございまして、例え

とか、そういつた工夫によつてぜひ現在の人数が少くともこれによつてふえるということのないよう御努力をお願いいたしたいと思います。

それから最後に、独立行政法人と特殊法人の関係でございますが、これも午前中から話があつたわけでございまして、独立行政法人がより進んだ形で幾つかの情報公開の問題とか、それから責任体制の問題とか、事業の効率的な財務運営とか、そういう面で進んだ手法を取り入れておるものがあるわけでございまして、ぜひ早い機会に從来の特殊法人も見直しを図つていただきたいと思うわけでございます。

その中で、制度的に見直しを図るということももちろん重要でございますけれども、いわゆる目標管理といいますか、中期的な目標を立てて、それについて三年なり五年たつて評価し、その後の事業のあり方を検証して考えていくというこの目標管理と評価の問題、これはぜひ事実上でも早く特殊法人にも導入していただきたいと思うわけでございますが、長官、いかがでしようか。

○国務大臣(統訓弘君) 御趣旨はもつともござりますので、そのような努力をさせていただきま

す。特殊法人にも導入していただきたいと思うわけ

ございますが、長官、いかがでしようか。

○菅川健二君 長官の御活躍を期待いたしました

て、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○石井一二君 二院クラブ・自由連合の石井一二

長官初め皆様方お疲れと 思いますが、ラスト

パッターでござりますので、よろしくお願ひをい

たします。また、持ち時間が十分と短うございま

すので、答弁の方も簡潔に要を得てよろしくお願ひいたしたいと思います。

法案提案理由説明書によりますと、独立行政法

人の当初の資本金として、国が所有している「土

地建物等の価格に相当する額」と記されておりま

教えいただきたいと思います。

○政務次官(持永和見君) 今おっしゃつたように、国が所有している土地建物等の価格を時価相当として独立法人の資本金として入れるということになつておりますけれども、独立法人個々の土地なり建物のどの部分を独立法人が持つていくのか今検討中でございまして、これは政令によって措置されることになつておりますので膨大な作業がかかります。五十九の法人それについての作業をいたしておりますので、今のところ数字としてはつきり申し上げる段階にはまだ至つていなかつてございます。

○石井一二君 きのう趣旨説明をいたいで、夕べそれを勉強して、けさ一番に今の通告をしたわけであります。私はどうもこういった数字が出ないということは非常に誠意がない答弁ではないかと思うわけであります。

なぜならば、裏返した表現で、現在省庁の所有となつてゐるが政令で定める際にオミットされる土地があるとすればどのようないかとお聞きますと、そういうのはない、こう言うんですよ。そうすれば、今まである程度の時間を費やしてこの五十九の法案をつくつたんですから、当然その背景にある土地のトータル、各法人ごとに言ひませんよ、出ているはずなんです。要は、けさから今までに、係の実務担当者が邪魔くさいからやらない、私はそういうことだと思ひます。

長官、どうか今晚晩飯でも食べながら一遍考えてみていただきたいと思う、どちらが正しいかとお聞きます。今はその答えを求めなくとも結構でございます。

次に、なぜ時価なのかということを私は聞きましたが、地価が非常に大きくなつておるこゝと皆さん方御承知のとおりであります。また下がりつづございます。そういつた中で、資本に入するというものは簿価であるべきじやないか。あるいは土地の価格といつても、いろいろ路線価

もあれば公示価格もあれば固定資産税の評価額もある。なぜ時価か。そのところをちよつと御回答いただければありがたいと思います。

○政務次官(持永和見君) 御指摘のように時価どいことになつております。

これは、実は独立法人の資産を取得する場合に

不動産の評価委員会を設けることになつております。路線価あるいは固定資産税価格、そういうものもあるかと思いますが、そういうものを十分参考しながら、現実に不動産鑑定士などに入つてもらつた評価委員会をつくつてそこで鑑定をする。こういうことでの時価だというふうに御理解をいただきたいと思います。

○石井一二君 あなたの答弁は、方法論はこうだ

ということであつて、なぜ時価かという理由を全然説明していないんですよ。

ここで長官と言いたいところですが、長官もお困りかもわかりませんので、政務次官、もう一回。

○政務次官(持永和見君) 土地の現物出資においてその土地 자체を時価で評価して、その評価額が簿価となります。この簿価というのは企業会計原則に沿つた処理でありますから、そういうのがございまして、先願の後会計原則に沿つた適切な処理ということでの時価という言葉が出たということであると思っております。

○石井一二君 僕は、政務次官の答弁は支離滅裂だと思います。

それで、世界の特許の流れを見ておりますと、アメリカを除いてすべての国が先願主義をとつておる。ところが、アメリカのみが先発明主義をとつておるために、いろいろと我が国の企業が迷惑をこうむつておることが多いわけであります。

事実、ブッシュ前大統領はやや公約的な発言としてこの先願主義に移行するということを言った経緯があります。また、ことしの五月に来日されたデイキンソン米特許商標局長官代行もそういう考

えに基づきたいと言つておるわけであります。クリントン大統領がまたそれをひっくり返して、やはり先發明主義だ、このように申しておられました。私は時価でない方がいいという考え方をしましたが、地価が非常に大きくなつておるこゝと皆さん方御承知のとおりであります。また下がりつづございます。そういう中で、資本に入するというものは簿価であるべきじやないか。

統いて、特許長官お越しになつておられる御検討願いたいと思います。

いますが、この法案提案理由説明書によります

と、「関係法律の整備を行ふ」として「特許法」と

いう具体的な法律の名前が挙げられておりますが、同法の改正内容としてどのような諸点を考えたおられるのか、できれば端的に御説明を願いたいと思います。

○政府参考人(近藤隆彦君) お答え申し上げます。御指摘の点は、特許料とか審請求料という料金の点でございます。現在におきましても国が当事者の場合には特許料等の料金の免除措置を講じておりますけれども、国と同様に公共性の高い業務をそのまま引き継ぐこのようないわゆる行政法人の場合には特許料等の免除措置を講じておりますが、例えは研究開発とかそういう業務の運営におきまして適切なものがあるというふうに思つております。この点を国と同様の扱いをするという改正規定をお願いしているという点が特許法の改正でございます。

○石井一二君 特許法を見ておりますと、例えば二十九条の二というのがございまして、先願の後願排除力の拡大を意味するような規定であります。

そこで、世界の特許の流れを見ておりますと、アメリカを除いてすべての国が先願主義をとつておる。ところが、アメリカのみが先発明主義をとつておるために、いろいろと我が国の企業が迷惑をこうむつておることが多いわけであります。

事実、ブッシュ前大統領はやや公約的な発言としてこの先願主義に移行するということを言った経緯があります。また、ことしの五月に来日されたデイキンソン米特許商標局長官代行もそういう考

えに基づきたいと言つておるわけであります。クリントン大統領がまたそれをひっくり返して、やはり先發明主義だ、このように申しておられました。私は時価でない方がいいという考え方をしましたが、地価が非常に大きくなつておるこゝと皆さん方御承知のとおりであります。また下がりつづございます。そういう中で、資本に入するというものは簿価であるべきじやないか。

統いて、特許長官お越しになつておられる御検討願いたいと思います。

いますが、この法案提案理由説明書によります

と、「関係法律の整備を行ふ」として「特許法」と

はひつくり返せると思うんですね。

むしろ外務省に聞くことかもわかりませんが、この点に関して長官はどのようなビジョンを持ち、今後何らかの決意に似たような、こういうことをしようと思うというようなお考えがあればひとつ御披露を願いたいと思います。

○政府参考人(近藤隆彦君) 御指摘のとおり、アメリカが唯一先發明主義を維持しておるわけでございます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましてもいろんな協議の場で、日米包括協議でありますとかあるいは構造協議とかといいます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましても早期に開設制度がないとか、また当時は特許も有効期間の計算方法も違つておりました。相当いろいろな問題があつたものでございますから強力に交渉してまいりました。ほかにも、例えば早期開設制度がないとか、また当時は特許も括協議でありますとかあるいは構造協議とかといいます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましてもいろんな協議の場で、日米包括協議でありますとかあるいは構造協議とかといいます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましても早期に開設制度がないとか、また当時は特許も有効期間の計算方法も違つておりました。相当いろいろな問題があつたものでございますから強力に交渉してまいりました。ほかにも、例えば早期開設制度がないとか、また当時は特許も括協議でありますとかあるいは構造協議とかといいます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましても早い段階で、日米包括協議でありますとかあるいは構造協議とかといいます。

また、御承知のとおり、九〇年の初めころから日本におきましても早期に開設制度がないとか、また当時は特許も有効期間の計算方法も違つておりました。相当いろいろな問題があつたものでございますから強力に交渉してまいりました。ほかにも、例

えば早期開設制度がないとか、また当時は特許も有効期間の計算方法も違つておりました。相当いろいろな問題があつたものでございますから強力に交渉してまいりました。かなり改善をされたというふうに思つておりますけれども、例えは早期開設制度に関しましては、アメリカでもつい最近二十九条の二というのがございまして、先願の後願排除力の拡大を意味するような規定であります。

そこで、世界の特許の流れを見ておりますと、

アーティカを除いてすべての国が先願主義をとつておる。ところが、アーティカのみが先発明主義をとつておるために、いろいろと我が国の企業が迷惑をこうむつておることが多いわけであります。

事実、ブッシュ前大統領はやや公約的な発言としてこの先願主義に移行するということを言った経緯があります。また、ことしの五月に来日されたデイキンソン米特許商標局長官代行もそういう考

えに基づきたいと言つておるわけであります。クリントン大統領がまたそれをひっくり返して、やはり先發明主義だ、このように申しておられました。私は時価でない方がいいという考え方をしましたが、地価が非常に大きくなつておるこゝと皆さん方御承知のとおりであります。また下がりつづございます。そういう中で、資本に入するというものは簿価であるべきじやないか。

統いて、特許長官お越しになつておられる御検討願いたいと思います。

いますが、この法案提案理由説明書によります

と、「関係法律の整備を行ふ」として「特許法」と

おります。特に、現在の民主党政権は大変厳しく先発明主義というのを維持しておりますけれども、議会の中にもいろいろな意見があると思いますけれども、今の一一番の問題は政権でございます。

○石井一二君 あと一分ありますが、やや予定時間をお一ぱーしておりますので、これで終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会